

宮津市公共施設再編方針書の新旧対照表

※下線部分が修正・追加箇所

→赤字が9/1 議会全員協議会(9/2 検討会議)で説明した箇所

→青字がそれ以降に修正・追加した箇所

当初案 (令和2年3月公表)	成案 (令和2年9月策定)	修正概要
	<p style="text-align: center;"><u>はじめに</u></p> <p><u>私は、自治体経営とは、「将来住民の選択肢を奪うことなく、現在住民のニーズに対応するため、限られた資産を有効に活用し、住民福祉の増進を図ること」だと考えております。</u></p> <p><u>本市の公共施設は、本再編方針書の中で示しているとおおり、人口減少が進む中、人口・財政規模に見合った施設再編を進めてこなかったことから、一人当たりの床面積が全国平均の2倍超と府内15市で最大値となっているとともに、昭和50年頃から平成10年頃の間はその多くが整備され老朽化が進んでいることから、今後一斉に更新等の時期を迎え、それらに多額の財政負担が見込まれ、人口・財政規模に見合ったスリム化、施設総量の削減が急務となっております。</u></p> <p><u>こうした事態を回避するために、公共施設マネジメントは、市全体の公共施設を総合的にマネジメントし、「管理するもの」「廃止するもの」に分けて再編を行うもので、本市の中でプライオリティー(優先順位)を置き、市民の皆様と一緒に、不退転の覚悟で取り組んでいかなければならないと考えております。</u></p> <p><u>そこに住む人たちが自ら動き、改善していくまちは住みやすくなり、豊かになっていきますが、これまでどおりの行政まかせの地域は衰退していく一方ではないかという危機感をもっております。</u></p> <p><u>公共施設の維持・管理についても同じであり、地域と行政が力を合わせ、互いに意見・議論を交わし、役割分担をしながら、新たな連携・協力の仕組みをつくっていく必要があると考えております。</u></p> <p><u>一番に守るべきは、市民の安全・安心であり、目指すべきは健全な財政を維持し、次代を担う子どもや若者へ過大な負担を残さないことでもあります。</u></p> <p><u>老朽化し安全性を確保できない施設を取り壊したり、利用頻度が低い施設を休止するなど、ご利用いただいている市民の皆様にはご不便をおかけすることもあるとは思いますが、市民の皆様に丁寧な議論を尽くすとともに、必要な活性化策や代替策を合わせて行うことにより、できる限り皆様のご不便や負担感の軽減を図りながら、公共施設マネジメントを進めてまいりたいと考えております。</u></p> <p><u>今年度中には、この再編方針に基づき、維持すべき施設についての投資内容、金額、時期等を定める「宮津市公共施設個別施設計画(投資計画)」を定めることとし、計画に沿った公共施設の適正管理を行う一歩としてまいります。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>令和2年9月</u></p> <p style="text-align: right;"><u>宮津市長 城崎雅文</u></p>	<p>→市長のまえがき</p>

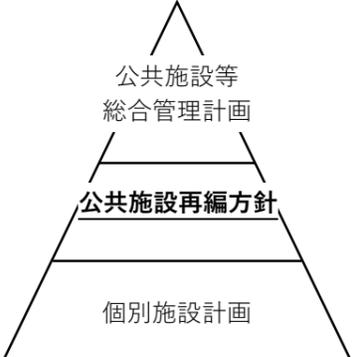
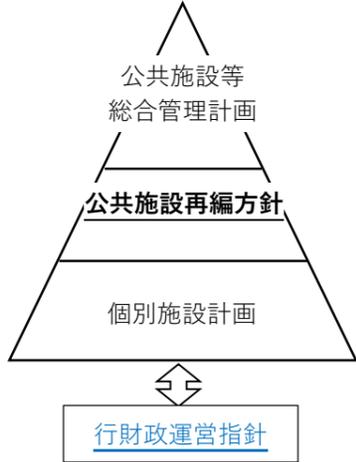
宮津市公共施設再編方針書の新旧対照表

<p>I. 公共施設再編する背景</p> <p>1. 国のインフラ長寿命化対策等</p> <p>■国の地方財政計画における歳出の推移において、高齢化の進行等により社会保障関係費が増加する一方で、投資的経費等が減少している。〈図1〉</p> <p>■国のインフラ長寿命化基本計画（H25.11策定）において「国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに、維持管理・更新に係る産業（メンテナンス産業）の競争力を確保するための方向性を示すものとして、国や地方公共団体、その他民間企業等が管理するあらゆるインフラを対象に、インフラ長寿命化基本計画を策定し、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進する。」としている。〈図2〉</p> <p>■その中で、地方公共団体には、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な方向性を明らかにする公共施設等総合管理計画（H28.3策定）と個別施設毎の具体の対応方針を定める個別施設計画（R2年度頃まで）の策定を求められている。</p> <p>■また、第30次地方制度調査会の答申を踏まえた国の研究会では、「市町村が単独であらゆる公共施設を揃えるといった『フルセットの行政』から脱却し、市町村間における新たな広域連携を推進することで、市町村が基礎自治体としての役割を持続可能な形で果たしていけるようにすることが必要。」とされている。</p>	<p>I. 公共施設再編する背景</p> <p>1. 国のインフラ長寿命化対策等</p> <p>■国の地方財政計画における歳出の推移において、高齢化の進行等により社会保障関係費が増加する一方で、投資的経費等が減少している。〈図1〉</p> <p>■国のインフラ長寿命化基本計画（H25.11策定）において「国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに、維持管理・更新に係る産業（メンテナンス産業）の競争力を確保するための方向性を示すものとして、国や地方公共団体、その他民間企業等が管理するあらゆるインフラを対象に、インフラ長寿命化基本計画を策定し、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進する。」としている。〈図2〉</p> <p>■その中で、地方公共団体には、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な方向性を明らかにする公共施設等総合管理計画（H28.3策定）と個別施設毎の具体の対応方針を定める個別施設計画（R2年度頃まで）の策定を求められている。</p> <p>■また、第30次地方制度調査会の答申を踏まえた国の研究会では、「市町村が単独であらゆる公共施設を揃えるといった『フルセットの行政』から脱却し、市町村間における新たな広域連携を推進することで、市町村が基礎自治体としての役割を持続可能な形で果たしていけるようにすることが必要。」とされている。</p> <p>■<u>そうした中、本市においても、人口や税収が減少する中、単独であらゆる公共施設を維持する「フルセット行政」は困難となっている。自動車など交通機関が発達する中、交通弱者等に配慮しながら、近隣市町とも連携し、効率的な行政運営を行うとともに、市内における旧村単位のフルセット行政についても見直していく必要がある。</u></p>	<p>→旧村単位のフルセット行政の見直し</p>
--	---	--------------------------

宮津市公共施設再編方針書の新旧対照表

<p>4. 本市の厳しい財政状況</p> <p>■本市の過去10年間の性質別歳出の推移を見ると、高齢化の進展に伴い扶助費が約56%増となっており、今後も人口に占める高齢者の割合が増加する見込みであることから、投資的経費を縮減していくことが必要である。〈図8〉</p> <p>■本市の財政調整基金と減債基金の合計残高は、平成27年度末に約9.8億円であったものが、生活関連基盤の整備、平成30年7月豪雨等の災害復旧経費等の影響により、平成30年度末で約1.4億円に減少しており、災害等の不測の事態に備える資金が枯渇している状況である。また、地方債残高（一般会計のみ）は、平成28年度末に約125.4億円であったものが、平成30年度末で約152.4億円に増加している。〈図9〉〈図10〉</p> <p>■その他、人口減少等による市税等の基幹的収入の減少、歳出面では人件費や繰出金及び喫緊の生活関連基盤の整備等による公債費が多額になっていること等から極めて厳しい財政状況である。〈図8〉</p> <p>■そうした中で、平成30年秋に公表した今後5年間の財政見通しにおいては、約40.9億円の財源不足が見込まれる危機的な状況となった。これを、令和元年度から5年度までの5年間で解消すべく、財政健全化の取り組みを行っており、その中で、公共施設マネジメントを重点的な取組として実施し、有利な財源を取り入れながら施設総量を削減し、維持管理費用や更新費用等を抑制していく必要がある。〈図11〉</p>	<p>4. 本市の厳しい財政状況</p> <p>■本市の過去10年間の性質別歳出の推移を見ると、高齢化の進展に伴い扶助費が約56%増となっており、今後も人口に占める高齢者の割合が増加する見込みであることから、投資的経費を縮減していくことが必要である。〈図8〉</p> <p>■本市の財政調整基金と減債基金の合計残高は、平成27年度末に約9.8億円であったものが、生活関連基盤の整備、平成30年7月豪雨等の災害復旧経費等の影響により、平成30年度末で約1.4億円に減少しており、災害等の不測の事態に備える資金が枯渇している状況である。また、地方債残高（一般会計のみ）は、平成28年度末に約125.4億円であったものが、平成30年度末で約152.4億円に増加している。〈図9〉〈図10〉</p> <p>■その他、人口減少等による市税等の基幹的収入の減少、歳出面では人件費や繰出金及び喫緊の生活関連基盤の整備等による公債費が多額になっていること等から極めて厳しい財政状況である。〈図8〉</p> <p>■そうした中で、平成30年秋に公表した今後5年間の財政見通しにおいては、約40.9億円の財源不足が見込まれる危機的な状況となった。これを、令和元年度から5年度までの5年間で解消すべく、財政健全化の取り組みを行っており、その中で、公共施設マネジメントを重点的な取組として実施し、有利な財源を取り入れながら施設総量を削減し、維持管理費用や更新費用等を抑制していく必要がある。〈図11〉</p> <p><u>■公共施設の適正な維持管理や計画的な修繕・更新を行ってこなかったこと、財政状況の悪化を招いたことは深く受け止めて、今後は、この様なことの無いよう公共施設マネジメントにしっかりと取り組む。</u></p>	<p>→過去の公マネ、財政運営の反省</p>
<p>II. 公共施設の再編方針書</p> <p>1. 目的</p> <p>平成28年3月に策定した「宮津市公共施設等総合計画」（以下「総合管理計画」という。）に基づき、必要な行政サービスを継続し、持続可能な地域、まちづくりを進めていくため、個別具体の施設について再編方針（集約化、休止、譲渡等）を取りまとめる。再編方針は、本市の背景を踏まえ、子どもや若者へ過大な修繕・更新費の将来負担を残さないため、サービスの選択と集中等による公共施設の最適配置等を進めることにより、財政負担の軽減・平準化を行うもの。</p>	<p>II. 公共施設の再編方針書</p> <p>1. 目的</p> <p>平成28年3月に策定した「宮津市公共施設等総合計画」（以下「総合管理計画」という。）に基づき、必要な行政サービスを継続し、持続可能な地域、まちづくりを進めていくため、個別具体の施設について再編方針（<u>継続使用、用途転用</u>、集約化、休止、<u>廃止、譲渡、貸付、除却</u>）を取りまとめる。再編方針は、本市の背景を踏まえ、子どもや若者へ過大な修繕・更新費の将来負担を残さないため、サービスの選択と集中等による公共施設の最適配置等を進めることにより、財政負担の軽減・平準化を行うもの。</p>	<p>→再編方針の全種別を網羅</p>

宮津市公共施設再編方針書の新旧対照表

<p>【公共施設マネジメントの体系】</p>  <ul style="list-style-type: none"> 『公共施設等総合管理計画』：市の公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本的な方針を示す計画（平成 28 年 3 月策定） 『公共施設再編方針』：総合管理計画に基づき、効果的な公共施設（建築物）の再編を進めるための方針を示すもの（令和 2 年 6 月策定予定） 『個別施設計画』：総合管理計画、再編方針を踏まえ、個別施設（建築物）ごとの長寿命化及び計画的な維持保全等を定める計画（令和 2 年度予定） <p>2. 計画期間 <u>総合管理計画に合わせて「令和 2 年度～令和 7 年度」を再編方針の期間とする。</u>ただし、長期的な視点での検討が必要になるため策定過程では 10 年先を想定しつつ「財政再建化に向けた取組」（令和元年度～令和 5 年度）に掲げた施設の再編を先行して実施する。</p> <p>3. 計画の対象施設 4. 再編上の課題</p>	<p>2. 再編方針の位置づけ <u>再編方針は、限られた財源の中で、効果的・効率的に行政サービスを継続するための「公共施設全体の統一的な考え方に基づく方針」として位置づける。</u> <u>個別施設の再編に当たっては、本再編方針に基づき、それぞれの施設所管部局が地元や関係者と話し合いを持ち、合意形成に努めながら進める。</u></p> <p>【公共施設マネジメントの体系】</p>  <ul style="list-style-type: none"> 『公共施設等総合管理計画』：市の公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本的な方針を示す計画（平成 28 年 3 月策定） 『公共施設再編方針』：総合管理計画に基づき、効果的な公共施設（建築物）の再編を進めるための方針を示すもの（令和 2 年 9 月策定） 『個別施設計画』：総合管理計画、再編方針を踏まえ、個別施設（建築物）ごとの長寿命化及び計画的な維持保全等を定める計画（令和 2 年度予定） <p>市の「<u>行財政運営指針</u>」に反映し、<u>財政的な計画に基づき実施する。</u></p> <p>3. 計画期間 <u>今後の市政のあり方及び行財政のあり方を定める次期の宮津市総合計画及び宮津市行財政運営指針との整合性を図るため「令和 2 年度～令和 12 年度」を再編方針の期間とする。</u>ただし、長期的な視点での検討が必要になるため策定過程では 10 年先を想定しつつ「財政再建化に向けた取組」（令和元年度～令和 5 年度）に掲げた施設の再編を先行して実施する。</p> <p>4. 計画の対象施設 5. 再編上の課題</p>	<p>新規項目 →本方針の位置づけ →今後の進め方 →時点修正 →公マネ体系と行財政運営指針との関連づけ →計画期間の総合計画、行財政運営指針との整合性</p>
--	---	---

宮津市公共施設再編方針書の新旧対照表

<p>Ⅲ. 施設再編の5つの視点と検討手法</p> <p>1. 施設再編の5つの視点</p> <p>(1) サービスの選択と集中（市民サービスの維持・確保）</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政以外でもサービスの提供・補完が可能なものは、休止・廃止し、市は行政で担うべきサービスに集中するとともに、サービス供給の適正化を図る。 サービスの需要に対して供給が過大な施設（利用者の少ない施設など）は、集約・統合等により適正規模の施設で効果的なサービス供給を図る。 <p>(2) 施設の適正管理（老朽化施設・旧耐震基準建物の再編並びに更新・大規模修繕）</p> <ul style="list-style-type: none"> 老朽化や旧耐震基準により安全性が確保できない施設は、早期に休止するとともに、まずは、他の市有施設、他の自治体施設、民間施設等へのサービスの移転を検討する。 民間活力の導入を期待できる施設は、PPP/PFI※による民間資金導入を目指し企業へのサウンディング調査※等を実施する。 大規模改修や更新を必要とする施設は、複合化を基本に時期や規模等を充分検討する。 継続使用する施設は、適正な維持管理及び計画的な改修等を行い、利便性の向上に努める。 <p>(3) 遊休施設及び再編に伴い不要となる施設の譲渡等</p> <ul style="list-style-type: none"> 遊休施設及び再編に伴い不要となる施設は、まずは現状有姿のままでの有償譲渡等を進める。 現状有姿での有償譲渡等が馴染まない施設は、当面休止とし、緊急性が高いものから計画的に除却する。 	<p>Ⅲ. 施設再編の5つの視点と検討手法</p> <p>1. 施設再編の5つの視点</p> <p>(1) サービスの選択と集中（市民サービスの維持・確保）</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政以外でもサービスの提供・補完が可能なものは、休止・廃止し、市は行政で担うべきサービスに集中するとともに、サービス供給の適正化を図る。 サービスの需要に対して供給が過大な施設（利用者の少ない施設など）は、集約・統合等により適正規模の施設で効果的なサービス供給を図る。 <u>市単独で公共施設を揃えるフルセット行政や市内旧村単位でのフルセット行政についても、近隣市町や地域間の連携を進めるなど、市全体での最適配置へ見直していく必要がある。</u> <u>施設再編後も行政が担うべきサービスを維持するため、必要な活性化策や代替策を合わせて行う。</u> <p>(2) 施設の適正管理（老朽化施設・旧耐震基準建物の再編並びに更新・大規模修繕）</p> <ul style="list-style-type: none"> 老朽化や旧耐震基準により安全性が確保できない施設は、早期に休止するとともに、まずは、他の市有施設、他の自治体施設、民間施設等へのサービスの移転を検討する。 民間活力の導入を期待できる施設は、PPP/PFI※による民間資金導入を目指し企業へのサウンディング調査※等を実施する。 大規模改修や更新を必要とする施設は、複合化を基本に時期や規模等を充分検討する。 継続使用する施設は、適正な維持管理及び計画的な改修等を行い、利便性の向上に努める。 <u>公共施設を適正に維持・管理を行っていくためには、より一層の住民・地域との連携・協力が必要である。</u> <p>(3) 遊休施設及び再編に伴い不要となる施設の譲渡等</p> <ul style="list-style-type: none"> 遊休施設及び再編に伴い不要となる施設は、まずは現状有姿のままでの有償譲渡等を進める。 現状有姿での有償譲渡等が馴染まない施設は、当面休止とし、緊急性が高いものから計画的に除却する。 <u>地元が地域活性化目的での再利用を希望する場合は、活用方法等について協議を進める。</u> 	<p>→フルセット行政の見直し</p> <p>→活性化策や代替策</p> <p>→施設管理への地元等の協力</p> <p>→遊休施設等の地元活用</p>																				
<p>Ⅳ. 施設再編の方針</p> <p>1. 再編方針</p> <p>(1) 地域コミュニティ施設</p> <p>目標フェーズ1（概ね5年以内の実施を目標）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">今後の対応方針</th> </tr> <tr> <th>方針</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8</td> <td>日置地区公民館（公民館）</td> <td>譲渡・除却</td> <td>旧日置中学校校舎へ機能移転する。</td> </tr> </tbody> </table>	番号	施設名	今後の対応方針		方針	内容	8	日置地区公民館（公民館）	譲渡・除却	旧日置中学校校舎へ機能移転する。	<p>Ⅳ. 施設再編の方針</p> <p>1. 再編方針</p> <p>(1) 地域コミュニティ施設</p> <p>目標フェーズ1（概ね5年以内の実施を目標）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">今後の対応方針</th> </tr> <tr> <th>方針</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8</td> <td>日置地区公民館（公民館）</td> <td>譲渡・除却</td> <td>旧日置中学校校舎へ機能移転する。<u>（R2年度中に移転予定。）</u></td> </tr> </tbody> </table>	番号	施設名	今後の対応方針		方針	内容	8	日置地区公民館（公民館）	譲渡・除却	旧日置中学校校舎へ機能移転する。 <u>（R2年度中に移転予定。）</u>	<p>→時点修正</p>
番号			施設名	今後の対応方針																		
	方針	内容																				
8	日置地区公民館（公民館）	譲渡・除却	旧日置中学校校舎へ機能移転する。																			
番号	施設名	今後の対応方針																				
		方針	内容																			
8	日置地区公民館（公民館）	譲渡・除却	旧日置中学校校舎へ機能移転する。 <u>（R2年度中に移転予定。）</u>																			

宮津市公共施設再編方針書の新旧対照表

(2) 学校教育施設及び子育て支援施設

<主な再編施設の状況>

○ 保育所

- ・少子化等により全体の児童数が減少し、公立・私立ともに入所児童数が減少していることから、市内の保育サービスの維持を図りながら公立保育所の統廃合を検討する。施設の譲渡等又は用途転用の方向で見直す。

(2) 学校教育施設及び子育て支援施設

<主な再編施設の状況>

○ 保育所

- ・少子化等により全体の児童数が減少し、公立・私立ともに入所児童数が減少している中、入所児童数の推移を見ながら、民間保育園への移行を基本に、市内の保育サービスの維持を図りながら公立保育所の統廃合を検討する。施設は、譲渡等又は用途転用の方向で見直す。
- ・保育サービスを含む子育て支援全般については、第2期宮津市子ども・子育て支援事業計画に基づき計画的に推進する。
- ・公立保育所の統廃合に合わせ、地域活性化の取組みを支援する。

目標フェーズ1（概ね5年以内の実施を目標）

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
25	上宮津保育所	譲渡・除却	入所児童数が減少しており、今後の保育サービスの維持を図りながら統廃合を検討する。施設は譲渡等の方向で見直す。

目標フェーズ1（概ね5年以内の実施を目標）

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
25	上宮津保育所	譲渡・除却	入所児童数が減少しており、今後の保育サービスの維持を図りながら統廃合を検討する。施設は譲渡等の方向で見直す。令和2年度末での廃止については、引き続き地元協議を行い、次年度の募集開始期限の10月末までに判断する。

目標フェーズ2（概ね5年超～10年以内の実施を目標）

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
26	日置保育所	譲渡用途転用	入所児童数が減少しており、今後の保育サービスの維持を図りながら統廃合を検討する。施設は譲渡等又は用途転用の方向で見直す。
27	養老保育所	譲渡用途転用	入所児童数が減少しており、今後の保育サービスの維持を図りながら統廃合を検討する。施設は譲渡等又は用途転用の方向で見直す。

目標フェーズ2（概ね5年超～10年以内の実施を目標）

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
26	日置保育所	譲渡用途転用	入所児童数の推移により、今後の保育サービスの維持を図りながら統廃合を検討する。施設は譲渡等又は用途転用の方向で見直す。
27	養老保育所	譲渡用途転用	入所児童数の推移により、今後の保育サービスの維持を図りながら統廃合を検討する。施設は譲渡等又は用途転用の方向で見直す。

→保育サービスの民間移行

→子育て支援全般の推進

→地域活性化の支援

→令和2年度末廃止の判断期限

→入所児童数の推移により判断

宮津市公共施設再編方針書の新旧対照表

(3) 市民文化系施設

<主な再編施設の状況>

○ 宮津会館

- ・耐用年数 50 年を越え老朽化が著しく、平成 25 年度の耐震診断結果から、Is 値（構造耐震指標）※の最小値が 0.23 で耐震安全性（0.6 以上）を満たしておらず、吊天井落下の危険もある。

- ・また、これらの解消を含む大規模改修に約 10 億円以上の多額の経費が見込まれる。一方、その利用頻度は年 60 回程度と費用対効果は著しく低く、また、人口から施設規模も過大であることから、本市が単独で維持することは困難であり、令和 2 年度末をもって宮津会館を休止する。

- ・宮津会館の機能の確保に向けた方策として、「島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査※や有利な財源の確保、有識者の助言の聴取等を実施していく。

- ・民間活用等が不調となった場合は、近隣市町との連携や近隣施設等での代替活用を図ることとし、宮津会館を廃止する。

※Is 値（構造耐震指標）：建物の強度・靱性、形状やバランス、経年劣化などの耐震性能に関する要素を総合的に判断する指標

<震度 6 から 7 程度の地震に対する Is 値の評価>

- ・ Is < 0.3 : 倒壊または崩壊する危険が高い
- ・ 0.3 ≤ Is < 0.6 : 倒壊または崩壊する危険性がある
- ・ 0.6 ≤ Is : 倒壊または崩壊する危険性が低い

(3) 市民文化系施設

<主な再編施設の状況>

○ 宮津会館

- ・耐用年数 50 年を越え老朽化が著しく、平成 25 年度の耐震診断結果から、Is 値（構造耐震指標）※の最小値が 0.23 で耐震安全性（0.6 以上）を満たしておらず、吊天井落下の危険もある。

- ・こうした耐震診断結果や過去の吊天井落下事故での被害、南海トラフ地震の高い発生確率等による危険性※から、市としては、施設利用者の安全性を確保できないとの判断の下、令和 2 年度末をもって宮津開館を休止する。

- ・なお、休止に当たっては、引き続き文化の振興や普及を図るため、文化ホール等での代替が困難な市内の団体等が行う文化的事業に対し、近隣市町の音楽ホール代替利用支援等の対策を検討する。

- ・また、再開については、こうした危険性の解消を含む大規模改修には 10 億円以上の多額の経費が見込まれるが、耐震診断時の建物の余寿命の推定結果から改修しても長期間の使用は困難なこと、一方、その利用頻度は年 60 回程度と他の類似施設と比較して著しく低く、また、人口に比して施設規模も過大であることから、本市が単独で再開し維持することは困難である。

- ・宮津会館の機能の確保に向けた方策として、「島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査※」や有利な財源の確保、有識者の助言の聴取等を実施していく。

- ・サウンディング調査等の実施に当たっては、民間事業者との対話の状況等を必要に応じて議会等へ報告する。

- ・サウンディング調査等の結果、民間活用等が不調となった場合は、宮津会館を廃止する。

- ・なお、廃止に当たっては、近隣施設等での代替活用に必要な施設整備を検討する。

※Is 値（構造耐震指標）：建物の強度・靱性、形状やバランス、経年劣化などの耐震性能に関する要素を総合的に判断する指標

<震度 6 から 7 程度の地震に対する Is 値の評価>

- ・ Is < 0.3 : 倒壊または崩壊する危険が高い
- ・ 0.3 ≤ Is < 0.6 : 倒壊または崩壊する危険性がある
- ・ 0.6 ≤ Is : 倒壊または崩壊する危険性が低い

→利用者の安全性が確保できないため休止判断

→休止に伴う活性化策

→再開について

→改修しても長期使用は困難

→類似施設と比較して利用頻度が低い

→サウンディング調査等の議会等への経過報告

→廃止に伴い必要な施設整備

宮津市公共施設再編方針書の新旧対照表

※平成 25 年度の耐震診断結果や過去の吊天井落下事故での被害、南海トラフ地震の
高い発生確率等による危険性

- ・耐震診断時の建物の余寿命の推定結果 (H25) において、コンクリートの表面が打ちっぱなしのため中性化深さの進行は比較的大きく、構造耐力に影響を与える鉄筋の腐食確率は約 25%で、余寿命は 10 年程度と予測されており、その後 7 年が経過し、構造耐力の低下が更に進んでいることが懸念される。
- ・Is 値 0.23 は、大地震（震度 6～7 程度）で「倒壊または崩壊する危険性が高い」と評価される 0.3 未満であり、その後 7 年が経過する中、Is 値の低下が更に進んでいることも懸念される。
- ・大ホール客席の天井は、耐震仕様となっていない大きな吊天井であるため、大地震で屋根の鉄骨架構が変形した場合に客席に落下する可能性があり、更に天井裏の空調設備も落下する可能性があることから、利用者の安全確保に支障が生じる恐れがある。
- ・宮津市の地震最大予測震度は、京都府の調査結果から、山田断層帯と郷村断層帯で震度 7、南海トラフ地震で震度 5 強が示されている。特に、「南海トラフ地震 (M8～9 級の大地震) が 30 年以内に起こる確率は 70%～80%に高まった」と政府の地震調査委員会から発表されている。
- ・過去の大規模な吊天井落下事故として、神奈川県川崎市のミュージア川崎シンフォニーホール (H23.3 東日本大震災 震度 5 強 利用者なく人的被害なし) や東京都の九段会館 (東日本大震災 震度 5 強 2 名死亡等) などで大きな被害が起きている。

→コンクリートの中性化と建物余寿命

→Is 値低下の進行懸念

→吊天井落下の危険性

→地震予測

→吊天井の落下事故事例

※「島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査」

島崎エリアの眺望など優れた環境を活かし、休止せざるを得ない宮津会館の機能を残す方策として、みやづ歴史の館の建物及び周辺の市有地を活用した PPP/PFI による民間資金・民間手法の活用を目指し、企業へのサウンディング調査（民間事業者との対話を通じ、市場性の有無や実現可能性の把握、民間事業者が有するアイデアの収集等を行う市場調査）を実施する。

【対象エリア等】宮津会館及びみやづ歴史の館、旧ふれあい交流館、旧労働会館、旧図書館を含む宮津市所有地

【条件】みやづ歴史の館の建物及び周辺の市有地を活用し、音楽ホール(一般利用可)を含む地域活性化施設（ホテルや商業施設等を想定）を設置

※「島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査」

島崎エリアの眺望など優れた環境を活かし、休止せざるを得ない宮津会館の機能を残す方策として、みやづ歴史の館の建物及び周辺の市有地を活用した PPP/PFI による民間資金・民間手法の活用を目指し、企業へのサウンディング調査（民間事業者との対話を通じ、市場性の有無や実現可能性の把握、民間事業者が有するアイデアの収集等を行う市場調査）を実施する。

【対象エリア等】宮津会館及びみやづ歴史の館、旧ふれあい交流館、旧労働会館、旧図書館を含む宮津市所有地

【条件】みやづ歴史の館の建物及び周辺の市有地を活用し、音楽ホール(一般利用可)を含む地域活性化施設（ホテルや商業施設等を想定）を設置

宮津市公共施設再編方針書の新旧対照表

<p>目標フェーズ1（概ね5年以内の実施を目標）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">今後の対応方針</th> </tr> <tr> <th>方針</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">38</td> <td>宮津会館</td> <td style="text-align: center;">除却・廃止</td> <td>耐震安全性を満たしておらず吊天井落下の危険性もあることから、令和2年度末をもって休止する。人口規模に比べて過大であるため、音楽ホール確保を条件とした島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査を行う。困難な場合は廃止する。</td> </tr> </tbody> </table>	番号	施設名	今後の対応方針		方針	内容	38	宮津会館	除却・廃止	耐震安全性を満たしておらず吊天井落下の危険性もあることから、令和2年度末をもって休止する。人口規模に比べて過大であるため、音楽ホール確保を条件とした島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査を行う。困難な場合は廃止する。	<p>目標フェーズ1（概ね5年以内の実施を目標）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">今後の対応方針</th> </tr> <tr> <th>方針</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">38</td> <td>宮津会館</td> <td style="text-align: center;">除却・廃止</td> <td>本施設の対応方針は、上記の主な再編施設の状況に記載のとおりとする。要約は以下のとおり。 耐震診断結果等による危険性から、施設利用者の安全性を確保できないとの判断の下、令和2年度末をもって休止する。 休止に当たっては、引き続き文化の振興や普及を図るため、近隣市町の音楽ホール代替利用支援等の対策を検討する。 大規模改修には多額の経費が見込まれるが改修しても長期間の使用が困難なこと、一方、利用頻度が著しく低く、人口に比して施設規模が過大であることから、本市が単独で再開し維持することは困難である。 宮津会館の機能の確保に向けた方策として、サウンディング調査等を行う。不調となった場合は廃止する。</td> </tr> </tbody> </table>	番号	施設名	今後の対応方針		方針	内容	38	宮津会館	除却・廃止	本施設の対応方針は、上記の主な再編施設の状況に記載のとおりとする。要約は以下のとおり。 耐震診断結果等による危険性から、施設利用者の安全性を確保できないとの判断の下、令和2年度末をもって休止する。 休止に当たっては、引き続き文化の振興や普及を図るため、近隣市町の音楽ホール代替利用支援等の対策を検討する。 大規模改修には多額の経費が見込まれるが改修しても長期間の使用が困難なこと、一方、利用頻度が著しく低く、人口に比して施設規模が過大であることから、本市が単独で再開し維持することは困難である。 宮津会館の機能の確保に向けた方策として、サウンディング調査等を行う。不調となった場合は廃止する。	<p>→上記の主な再編施設の状況の修正に合わせた修正</p>								
番号			施設名	今後の対応方針																										
	方針	内容																												
38	宮津会館	除却・廃止	耐震安全性を満たしておらず吊天井落下の危険性もあることから、令和2年度末をもって休止する。人口規模に比べて過大であるため、音楽ホール確保を条件とした島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査を行う。困難な場合は廃止する。																											
番号	施設名	今後の対応方針																												
		方針	内容																											
38	宮津会館	除却・廃止	本施設の対応方針は、上記の主な再編施設の状況に記載のとおりとする。要約は以下のとおり。 耐震診断結果等による危険性から、施設利用者の安全性を確保できないとの判断の下、令和2年度末をもって休止する。 休止に当たっては、引き続き文化の振興や普及を図るため、近隣市町の音楽ホール代替利用支援等の対策を検討する。 大規模改修には多額の経費が見込まれるが改修しても長期間の使用が困難なこと、一方、利用頻度が著しく低く、人口に比して施設規模が過大であることから、本市が単独で再開し維持することは困難である。 宮津会館の機能の確保に向けた方策として、サウンディング調査等を行う。不調となった場合は廃止する。																											
<p>（3）市民文化系施設</p> <p>目標フェーズ1（概ね5年以内の実施を目標）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">今後の対応方針</th> </tr> <tr> <th>方針</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">39</td> <td>みやづ歴史の館（文化ホール）</td> <td style="text-align: center;">用途転用 継続使用</td> <td>音楽ホール確保を条件とした島崎エリアの民間活用による民間活性化計画のためのサウンディング調査を行う。応募があれば用途転用し、民間活用が不調となった場合、文化ホールは宮津会館の機能代替として継続使用する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">40</td> <td>みやづ歴史の館（歴史資料館）</td> <td style="text-align: center;">用途転用 継続使用</td> <td>「島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査」の結果を踏まえ、施設の移転・廃止も含め、今後のあり方を検討する。</td> </tr> </tbody> </table>	番号	施設名	今後の対応方針		方針	内容	39	みやづ歴史の館（文化ホール）	用途転用 継続使用	音楽ホール確保を条件とした島崎エリアの民間活用による民間活性化計画のためのサウンディング調査を行う。応募があれば用途転用し、民間活用が不調となった場合、文化ホールは宮津会館の機能代替として継続使用する。	40	みやづ歴史の館（歴史資料館）	用途転用 継続使用	「島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査」の結果を踏まえ、施設の移転・廃止も含め、今後のあり方を検討する。	<p>（3）市民文化系施設</p> <p>目標フェーズ1（概ね5年以内の実施を目標）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">今後の対応方針</th> </tr> <tr> <th>方針</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">39</td> <td>みやづ歴史の館（文化ホール）</td> <td style="text-align: center;">用途転用 継続使用</td> <td>音楽ホール確保を条件とした島崎エリアの民間活用による民間活性化計画のためのサウンディング調査を行う。応募があれば用途転用し、民間活用が不調となった場合、文化ホールは宮津会館の機能代替として継続使用することとし、音響設備の見直しを検討する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">40</td> <td>みやづ歴史の館（歴史資料館）</td> <td style="text-align: center;">用途転用 継続使用</td> <td>「島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査」の結果を踏まえ、施設の移転・廃止も含め、今後のあり方を検討する。</td> </tr> </tbody> </table>	番号	施設名	今後の対応方針		方針	内容	39	みやづ歴史の館（文化ホール）	用途転用 継続使用	音楽ホール確保を条件とした島崎エリアの民間活用による民間活性化計画のためのサウンディング調査を行う。応募があれば用途転用し、民間活用が不調となった場合、文化ホールは宮津会館の機能代替として継続使用することとし、音響設備の見直しを検討する。	40	みやづ歴史の館（歴史資料館）	用途転用 継続使用	「島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査」の結果を踏まえ、施設の移転・廃止も含め、今後のあり方を検討する。	<p>→音響設備の見直し検討</p>
番号			施設名	今後の対応方針																										
	方針	内容																												
39	みやづ歴史の館（文化ホール）	用途転用 継続使用	音楽ホール確保を条件とした島崎エリアの民間活用による民間活性化計画のためのサウンディング調査を行う。応募があれば用途転用し、民間活用が不調となった場合、文化ホールは宮津会館の機能代替として継続使用する。																											
40	みやづ歴史の館（歴史資料館）	用途転用 継続使用	「島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査」の結果を踏まえ、施設の移転・廃止も含め、今後のあり方を検討する。																											
番号	施設名	今後の対応方針																												
		方針	内容																											
39	みやづ歴史の館（文化ホール）	用途転用 継続使用	音楽ホール確保を条件とした島崎エリアの民間活用による民間活性化計画のためのサウンディング調査を行う。応募があれば用途転用し、民間活用が不調となった場合、文化ホールは宮津会館の機能代替として継続使用することとし、音響設備の見直しを検討する。																											
40	みやづ歴史の館（歴史資料館）	用途転用 継続使用	「島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査」の結果を踏まえ、施設の移転・廃止も含め、今後のあり方を検討する。																											
<p>（4）スポーツ施設</p> <p>目標フェーズ1（概ね5年以内の実施を目標）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">今後の対応方針</th> </tr> <tr> <th>方針</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">43</td> <td>市民体育館（体育館）</td> <td style="text-align: center;">継続使用 集約化</td> <td>宮津会館廃止の場合、そのイベント等の代替機能として音響設備・移動ステージ等の必要な整備を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	番号	施設名	今後の対応方針		方針	内容	43	市民体育館（体育館）	継続使用 集約化	宮津会館廃止の場合、そのイベント等の代替機能として音響設備・移動ステージ等の必要な整備を行う。	<p>（4）スポーツ施設</p> <p>目標フェーズ1（概ね5年以内の実施を目標）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">今後の対応方針</th> </tr> <tr> <th>方針</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">43</td> <td>市民体育館（体育館）</td> <td style="text-align: center;">継続使用 集約化</td> <td>宮津会館廃止の場合、その式典等の代替機能として音響設備・移動ステージ等の必要な整備を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	番号	施設名	今後の対応方針		方針	内容	43	市民体育館（体育館）	継続使用 集約化	宮津会館廃止の場合、その式典等の代替機能として音響設備・移動ステージ等の必要な整備を行う。	<p>→文言整理</p>								
番号			施設名	今後の対応方針																										
	方針	内容																												
43	市民体育館（体育館）	継続使用 集約化	宮津会館廃止の場合、そのイベント等の代替機能として音響設備・移動ステージ等の必要な整備を行う。																											
番号	施設名	今後の対応方針																												
		方針	内容																											
43	市民体育館（体育館）	継続使用 集約化	宮津会館廃止の場合、その式典等の代替機能として音響設備・移動ステージ等の必要な整備を行う。																											

宮津市公共施設再編方針書の新旧対照表

<p>(5) 観光関連施設 <主な再編施設の状況> ○ 世屋高原家族旅行村（体験実習館しおぎり荘） ・令和2年度末をもって指定管理を廃止した上で、京都府<u>とともに</u>世屋高原家族旅行村全体のあり方を検討する。</p> <p>目標フェーズ1（概ね5年以内の実施を目標）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">今後の対応方針</th> </tr> <tr> <th>方針</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48</td> <td>観光交流センター（立体駐車場）</td> <td>継続使用</td> <td>浜町エリア全体の活性化や収益性の向上のため、24時間営業や駐車料金の見直しなどを検討する。</td> </tr> <tr> <td>56</td> <td>世屋高原家族旅行村（体験実習館しおぎり荘）</td> <td>休止・貸付譲渡・除却</td> <td>令和2年度末をもって指定管理を廃止した上で、<u>京都府と共に</u>世屋高原家族旅行村全体のあり方を検討する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>目標フェーズ3（概ね10年超での実施に向けて検討）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">今後の対応方針</th> </tr> <tr> <th>方針</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>55</td> <td>天橋立ユース・ホテル</td> <td>譲渡</td> <td><u>現在、京都ユースホテル協会に無償貸付中。現状のまま無償譲渡する方向で協議する。</u></td> </tr> <tr> <td>57</td> <td>世屋体験教室実習棟</td> <td>譲渡</td> <td>有償貸付中。現状のまま譲渡の方向で協議する。</td> </tr> </tbody> </table>	番号	施設名	今後の対応方針		方針	内容	48	観光交流センター（立体駐車場）	継続使用	浜町エリア全体の活性化や収益性の向上のため、24時間営業や駐車料金の見直しなどを検討する。	56	世屋高原家族旅行村（体験実習館しおぎり荘）	休止・貸付譲渡・除却	令和2年度末をもって指定管理を廃止した上で、 <u>京都府と共に</u> 世屋高原家族旅行村全体のあり方を検討する。	番号	施設名	今後の対応方針		方針	内容	55	天橋立ユース・ホテル	譲渡	<u>現在、京都ユースホテル協会に無償貸付中。現状のまま無償譲渡する方向で協議する。</u>	57	世屋体験教室実習棟	譲渡	有償貸付中。現状のまま譲渡の方向で協議する。	<p>(5) 観光関連施設 <主な再編施設の状況> ○ 世屋高原家族旅行村（体験実習館しおぎり荘） ・令和2年度末をもって指定管理を廃止した上で、京都府<u>や地元と話し合いを持ちながら</u>世屋高原家族旅行村全体のあり方を検討する。</p> <p>目標フェーズ1（概ね5年以内の実施を目標）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">今後の対応方針</th> </tr> <tr> <th>方針</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>49</td> <td>観光交流センター（立体駐車場）</td> <td>継続使用</td> <td>浜町エリア全体の活性化や収益性の向上のため、24時間営業や駐車料金の見直しなどを検討する。<u>（R2.4実施済）</u></td> </tr> <tr> <td>56</td> <td>世屋高原家族旅行村（体験実習館しおぎり荘）</td> <td>休止・貸付譲渡・除却</td> <td>令和2年度末をもって指定管理を廃止した上で、<u>京都府や地元と話し合いを持ちながら</u>世屋高原家族旅行村全体のあり方を検討する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>目標フェーズ3（概ね10年超での実施に向けて検討）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">今後の対応方針</th> </tr> <tr> <th>方針</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>55</td> <td>天橋立ユース・ホテル</td> <td>譲渡</td> <td>京都ユースホテル協会に無償貸付中。<u>契約終了の際は、現状のまま地域等も含め有償譲渡する方向で進める。</u></td> </tr> <tr> <td>57</td> <td>世屋体験教室実習棟</td> <td>譲渡</td> <td>有償貸付中。現状のまま譲渡の方向で協議する。<u>なお、地元活用の意向があれば、現貸付先と協議する。</u></td> </tr> </tbody> </table>	番号	施設名	今後の対応方針		方針	内容	49	観光交流センター（立体駐車場）	継続使用	浜町エリア全体の活性化や収益性の向上のため、24時間営業や駐車料金の見直しなどを検討する。 <u>（R2.4実施済）</u>	56	世屋高原家族旅行村（体験実習館しおぎり荘）	休止・貸付譲渡・除却	令和2年度末をもって指定管理を廃止した上で、 <u>京都府や地元と話し合いを持ちながら</u> 世屋高原家族旅行村全体のあり方を検討する。	番号	施設名	今後の対応方針		方針	内容	55	天橋立ユース・ホテル	譲渡	京都ユースホテル協会に無償貸付中。 <u>契約終了の際は、現状のまま地域等も含め有償譲渡する方向で進める。</u>	57	世屋体験教室実習棟	譲渡	有償貸付中。現状のまま譲渡の方向で協議する。 <u>なお、地元活用の意向があれば、現貸付先と協議する。</u>	<p>→今後の活用検討に地元も追加</p> <p>→時点修正</p> <p>→今後の活用検討に地元も追加</p> <p>→地域等も含め有償譲渡の方向</p> <p>→地元活用の意向があれば協議</p>
番号			施設名	今後の対応方針																																																						
	方針	内容																																																								
48	観光交流センター（立体駐車場）	継続使用	浜町エリア全体の活性化や収益性の向上のため、24時間営業や駐車料金の見直しなどを検討する。																																																							
56	世屋高原家族旅行村（体験実習館しおぎり荘）	休止・貸付譲渡・除却	令和2年度末をもって指定管理を廃止した上で、 <u>京都府と共に</u> 世屋高原家族旅行村全体のあり方を検討する。																																																							
番号	施設名	今後の対応方針																																																								
		方針	内容																																																							
55	天橋立ユース・ホテル	譲渡	<u>現在、京都ユースホテル協会に無償貸付中。現状のまま無償譲渡する方向で協議する。</u>																																																							
57	世屋体験教室実習棟	譲渡	有償貸付中。現状のまま譲渡の方向で協議する。																																																							
番号	施設名	今後の対応方針																																																								
		方針	内容																																																							
49	観光交流センター（立体駐車場）	継続使用	浜町エリア全体の活性化や収益性の向上のため、24時間営業や駐車料金の見直しなどを検討する。 <u>（R2.4実施済）</u>																																																							
56	世屋高原家族旅行村（体験実習館しおぎり荘）	休止・貸付譲渡・除却	令和2年度末をもって指定管理を廃止した上で、 <u>京都府や地元と話し合いを持ちながら</u> 世屋高原家族旅行村全体のあり方を検討する。																																																							
番号	施設名	今後の対応方針																																																								
		方針	内容																																																							
55	天橋立ユース・ホテル	譲渡	京都ユースホテル協会に無償貸付中。 <u>契約終了の際は、現状のまま地域等も含め有償譲渡する方向で進める。</u>																																																							
57	世屋体験教室実習棟	譲渡	有償貸付中。現状のまま譲渡の方向で協議する。 <u>なお、地元活用の意向があれば、現貸付先と協議する。</u>																																																							
<p>(8) 保健・福祉系施設 ・施設再編の5つの視点から、行政でのサービス提供の必要性を踏まえて再編を行う。</p> <p>目標フェーズ1（概ね5年以内の実施を目標）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">今後の対応方針</th> </tr> <tr> <th>方針</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>94</td> <td>デイサービスセンター松寿園</td> <td>除却</td> <td>社会福祉法人へ無償譲渡のうえ除却する。デイサービスは、社会福祉法人所有の新施設で提供する。</td> </tr> <tr> <td>106</td> <td>日置診療所</td> <td>譲渡・除却</td> <td>施設の老朽化が著しいため、廃止の方向で検討する。</td> </tr> </tbody> </table>	番号	施設名	今後の対応方針		方針	内容	94	デイサービスセンター松寿園	除却	社会福祉法人へ無償譲渡のうえ除却する。デイサービスは、社会福祉法人所有の新施設で提供する。	106	日置診療所	譲渡・除却	施設の老朽化が著しいため、廃止の方向で検討する。	<p>(8) 保健・福祉系施設 ・施設再編の5つの視点から、行政でのサービス提供の必要性を踏まえて再編を行う。 <u>・府中診療所、日置診療所、養老診療所は、市有建物を貸し付けて運営いただいている民営の医療機関であるが、人口減少や施設の老朽化等を踏まえて、橋北地域の医療のあり方を検討する。</u></p> <p>目標フェーズ1（概ね5年以内の実施を目標）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">今後の対応方針</th> </tr> <tr> <th>方針</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>94</td> <td>デイサービスセンター松寿園</td> <td>除却</td> <td>社会福祉法人へ無償譲渡のうえ除却する。デイサービスは、社会福祉法人所有の新施設で提供する。<u>（R2.9議会で無償譲渡の議決）</u></td> </tr> <tr> <td>106</td> <td>日置診療所</td> <td>譲渡・除却</td> <td>施設の老朽化が著しいため、廃止の方向で検討する。<u>なお、橋北地域の医療のあり方については別途検討する。</u></td> </tr> </tbody> </table>	番号	施設名	今後の対応方針		方針	内容	94	デイサービスセンター松寿園	除却	社会福祉法人へ無償譲渡のうえ除却する。デイサービスは、社会福祉法人所有の新施設で提供する。 <u>（R2.9議会で無償譲渡の議決）</u>	106	日置診療所	譲渡・除却	施設の老朽化が著しいため、廃止の方向で検討する。 <u>なお、橋北地域の医療のあり方については別途検討する。</u>	<p>→橋北地域の医療のあり方検討会議の設置</p> <p>→時点修正</p> <p>→橋北地域の医療のあり方検討</p>																												
番号			施設名	今後の対応方針																																																						
	方針	内容																																																								
94	デイサービスセンター松寿園	除却	社会福祉法人へ無償譲渡のうえ除却する。デイサービスは、社会福祉法人所有の新施設で提供する。																																																							
106	日置診療所	譲渡・除却	施設の老朽化が著しいため、廃止の方向で検討する。																																																							
番号	施設名	今後の対応方針																																																								
		方針	内容																																																							
94	デイサービスセンター松寿園	除却	社会福祉法人へ無償譲渡のうえ除却する。デイサービスは、社会福祉法人所有の新施設で提供する。 <u>（R2.9議会で無償譲渡の議決）</u>																																																							
106	日置診療所	譲渡・除却	施設の老朽化が著しいため、廃止の方向で検討する。 <u>なお、橋北地域の医療のあり方については別途検討する。</u>																																																							

宮津市公共施設再編方針書の新旧対照表

(9) その他公共施設

① 庁舎関係

- 平成 25 年度の耐震診断から、本館は Is 値（構造耐震指標）の最小値が 0.40、新館は 0.13、別館は 0.10 で、いずれも耐震安全性（0.6 以上）を満たしていない。また、これらの解消を含む大規模改修に約 15 億円以上の多額の経費が見込まれる。
- 仮に、大規模改修を行ったとしても、本館が昭和 37 年建築で 58 年経過、新館が昭和 49 年建築で 46 年経過、別館が昭和 36 年建築で 59 年経過しており、建物本体の耐用年数 50 年から長期的な使用は困難である。
- こうした課題を踏まえ、今後の庁舎のあり方について PPP/PFI による民間資金・民間手法の活用なども検討しながら、具体的な対応方針を早期に策定する。

目標フェーズ 1（概ね 5 年以内の実施を目標）

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
117	旧宮津高等職業訓練校	譲渡・除却	ふるさと産品作業場の移転先を確保した後、現状のまま譲渡する方向で進める。

目標フェーズ 2（概ね 5 年超～10 年以内の実施を目標）

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
109	宮津市役所（本館）	更新	耐震安全性を満たしておらず、老朽化も著しい。今後の庁舎のあり方について PPP/PFI による民間資金・民間手法の活用なども検討しながら、具体的な対応方針を早期に策定する。
110	宮津市役所（新館）	更新	（同上）
111	宮津市役所（別館）	更新	（同上）

② 地区連絡所

目標フェーズ 1（概ね 5 年以内の実施を目標）

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
123	日置地区公民館（地区連絡所）	譲渡・除却	旧日置中学校校舎へ機能移転する。

③ 公共交通関係

目標フェーズ 1（概ね 5 年以内の実施を目標）

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
131	天橋立駐車場	継続使用	機械化による 24 時間化を行い、利便性と収益の向上を図る。

(9) その他公共施設

① 庁舎関係

- 平成 25 年度の耐震診断から、本館は Is 値（構造耐震指標）の最小値が 0.40、新館は 0.13、別館は 0.10 で、いずれも耐震安全性（0.6 以上）を満たしていない。また、これらの解消を含む大規模改修に 15 億円以上の多額の経費が見込まれる。
- 仮に、大規模改修を行ったとしても、本館が昭和 37 年建築で 58 年経過、新館が昭和 49 年建築で 46 年経過、別館が昭和 36 年建築で 59 年経過しており、建物本体の耐用年数 50 年から長期的な使用は困難である。
- こうした課題を踏まえ、今後の庁舎のあり方を検討するため庁内チームを設置し、PPP/PFI による民間資金・民間手法の活用などを検討するとともに、市民等と意見交換をしながら具体的な対応方針を早期に策定する。

目標フェーズ 1（概ね 5 年以内の実施を目標）

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
117	旧宮津高等職業訓練校	譲渡・除却	ふるさと産品作業場の移転先を確保した後、現状のまま譲渡する方向で進める。 <u>（現貸付先へ R2.4～R5.3 を限度に有償貸付済）</u>
109	宮津市役所（本館）	更新	耐震安全性を満たしておらず、老朽化も著しい。今後の庁舎のあり方を検討する庁内チームを設置し、PPP/PFI による民間資金・民間手法の活用などを検討するとともに、市民等と意見交換をしながら具体的な対応方針を早期に策定する。
110	宮津市役所（新館）	更新	（同上）
111	宮津市役所（別館）	更新	（同上）

② 地区連絡所

目標フェーズ 1（概ね 5 年以内の実施を目標）

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
123	日置地区公民館（地区連絡所）	譲渡・除却	旧日置中学校校舎へ機能移転する。 <u>（R2 年度中に移転予定。）</u>

③ 公共交通関係

目標フェーズ 1（概ね 5 年以内の実施を目標）

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
131	天橋立駐車場	継続使用	利便性と収益の向上に努める。

→文言修正

→庁舎あり方検討チームの設置

→時点修正

→庁舎対応フェーズの見直し
（フェーズ 2 → フェーズ 1）

→時点修正

→時点修正

宮津市公共施設再編方針書の新旧対照表

⑤ 公衆便所

- ・公衆便所は、使用状況（使用量）を踏まえ、下水道接続済みまたは隣接道路で接続可能な公衆便所であつ利用の多い公衆便所は維持し、下水化等を実施する。
- ・それ以外の公衆便所は、基本、廃止後に市で除却するが、地元管理を希望する場合は無償譲渡する。

⑤ 公衆便所

- ・公衆衛生上の必要性を踏まえて、清潔で、快適に、安心して利用できる公衆便所を維持する。
- ・老朽化して、水洗化が困難かつ利用の少ない公衆便所は、費用面、安全面、衛生面から廃止し、市で除却する。
- ・ただし、地元や観光関係者等が存続を希望され、施設管理への協力が得られる場合は、今後の新たな管理のあり方について協議を進める。
- ・新たな公衆便所の設置については、観光施策や地域活性化の取り組み状況や、地元や観光関係者等の施設管理への協力体制を踏まえて検討する。

目標フェーズ 1（概ね 5 年以内の実施を目標）

目標フェーズ 1（概ね 5 年以内の実施を目標）

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
141	金引公園（便所）	譲渡・除却	利用者が限定的であること、下水道本管から距離があり水洗化には多額の費用が必要なことから用途廃止し除却する。 <u>ただし、地元管理で継続を希望する場合は施設を現状のまま地元へ無償譲渡する。</u>
142	喜多駅前広場公衆便所	譲渡・除却	駅利用者の使用は限定的であること、下水道本管から距離があり水洗化には多額の費用が必要なことから用途廃止し除却する。 <u>ただし、地元管理で継続を希望する場合は施設を現状のまま地元へ無償譲渡する。</u>
143	越浜海岸公衆便所	譲渡・除却	夏季のみの開放で利用者が限定的であること、水洗化には浄化槽設置に多額の費用が必要なことから用途廃止し除却する。 <u>ただし、地元管理で継続を希望する場合は施設を現状のまま地元へ無償譲渡する。</u>
144	由良中央公衆便所	除却	海岸沿いに府有の公衆便所（水洗化）があること、水洗化には浄化槽設置に多額の費用が必要なことから用途廃止し除却する。ただし、夏季の海水浴シーズンには仮設トイレを設置する。
145	宝山共同便所	譲渡・貸付	地元自治会が専用使用している施設であるため、当該自治会へ現状のまま無償譲渡する方向で協議する。
146	文珠公民館横公衆便所	譲渡・除却	付近の天橋立ターミナルセンター、天橋立公園内にトイレがあること、水洗化済であるが洋式化等の改修費が必要であることから用途廃止し除却する。 <u>ただし、地元管理で継続を希望する場合は施設を現状のまま地元へ無償譲渡する。</u>
148	日置公衆便所	譲渡・除却	利用者が限定的であること、水洗化には浄化槽設置に多額の費用が必要なことから用途廃止し除却する。 <u>ただし、地元管理で継続を希望する場合は施設を現状のまま地元へ無償譲渡する。</u>

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
141	金引の滝便所	譲渡・除却	利用者が限定的であること、下水道本管から距離があり水洗化には多額の費用が必要なことから用途廃止し除却する。 <u>ただし、地元や観光関係者等が存続を希望され、施設管理への協力が得られる場合は、今後の新たな管理のあり方について協議を進める。</u>
142	喜多駅前広場公衆便所	譲渡・除却	駅利用者の使用は限定的であること、下水道本管から距離があり水洗化には多額の費用が必要なことから用途廃止し除却する。 <u>ただし、地元が存続を希望され、施設管理への協力が得られる場合は、今後の新たな管理のあり方について協議を進める。</u>
143	越浜海岸公衆便所	譲渡・除却	夏季のみの開放で利用者が限定的であること、水洗化には浄化槽設置に多額の費用が必要なことから用途廃止し除却する。 <u>ただし、地元や観光関係者等が存続を希望され、施設管理への協力が得られる場合は、今後の新たな管理のあり方について協議を進める。</u>
144	由良中央公衆便所	除却	海岸沿いに府有の公衆便所（水洗化）があること、水洗化には浄化槽設置に多額の費用が必要なことから用途廃止し除却する。ただし、夏季の海水浴シーズンには仮設トイレを設置する。
145	宝山共同便所	譲渡・貸付	地元自治会が専用使用している施設であるため、当該自治会へ現状のまま無償譲渡する方向で協議する。
146	文珠公民館横公衆便所	譲渡・除却	付近の天橋立ターミナルセンター、天橋立公園内にトイレがあること、水洗化済であるが洋式化等の改修費が必要であることから用途廃止し除却する。 <u>ただし、地元や観光関係者等が存続を希望され、施設管理への協力が得られる場合は、今後の新たな管理のあり方について協議を進める。</u>
148	日置公衆便所	譲渡・除却	利用者が限定的であること、水洗化には浄化槽設置に多額の費用が必要なことから用途廃止し除却する。 <u>ただし、地元や観光関係者等が存続を希望され、施設管理への協力が得られる場合は、今後の新たな管理のあり方について協議を進める。</u>

- 維持する公衆便所
- 廃止の観点の明確化
- 存続希望の場合の対応
- 新規設置の考え方

- 存続希望の場合の対応
- 存続希望の場合の対応
- 存続希望の場合の対応

- 存続希望の場合の対応
- 存続希望の場合の対応

宮津市公共施設再編方針書の新旧対照表

<p>⑥ 公園関係 目標フェーズ1（概ね5年以内の実施を目標）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">今後の対応方針</th> </tr> <tr> <th>方針</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>151</td> <td>安寿の里もみじ公園（便所）</td> <td>譲渡・除却</td> <td>現在休止中であり、便所機能としては廃止する。もみじ公園全体の民間活用の可能性を<u>検討する。</u></td> </tr> </tbody> </table>	番号	施設名	今後の対応方針		方針	内容	151	安寿の里もみじ公園（便所）	譲渡・除却	現在休止中であり、便所機能としては廃止する。もみじ公園全体の民間活用の可能性を <u>検討する。</u>	<p>⑥ 公園関係 目標フェーズ1（概ね5年以内の実施を目標）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">今後の対応方針</th> </tr> <tr> <th>方針</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>151</td> <td>安寿の里もみじ公園（便所）</td> <td>譲渡・除却</td> <td>現在休止中。もみじ公園全体の民間活用の可能性も<u>含めて地域と協議しながら検討する。なお、散乱ゴミ、屋外排泄の問題については早期解決に向けて対策を講じる。</u></td> </tr> </tbody> </table>	番号	施設名	今後の対応方針		方針	内容	151	安寿の里もみじ公園（便所）	譲渡・除却	現在休止中。もみじ公園全体の民間活用の可能性も <u>含めて地域と協議しながら検討する。なお、散乱ゴミ、屋外排泄の問題については早期解決に向けて対策を講じる。</u>	<p>→全体活用に地元協議も含む 散乱ゴミ等の早期解決</p>																																														
番号			施設名	今後の対応方針																																																																
	方針	内容																																																																		
151	安寿の里もみじ公園（便所）	譲渡・除却	現在休止中であり、便所機能としては廃止する。もみじ公園全体の民間活用の可能性を <u>検討する。</u>																																																																	
番号	施設名	今後の対応方針																																																																		
		方針	内容																																																																	
151	安寿の里もみじ公園（便所）	譲渡・除却	現在休止中。もみじ公園全体の民間活用の可能性も <u>含めて地域と協議しながら検討する。なお、散乱ゴミ、屋外排泄の問題については早期解決に向けて対策を講じる。</u>																																																																	
<p>⑦ 消防関係 目標フェーズ1（概ね5年以内の実施を目標）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">今後の対応方針</th> </tr> <tr> <th>方針</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>188</td> <td>日置分団上世屋地区支援隊車庫</td> <td>譲渡</td> <td>消防団の統合に伴い用途廃止する。借地返還に伴い、土地所有者の了解を得た上で、建物を解体せず現状のまま返還する。</td> </tr> </tbody> </table>	番号	施設名	今後の対応方針		方針	内容	188	日置分団上世屋地区支援隊車庫	譲渡	消防団の統合に伴い用途廃止する。借地返還に伴い、土地所有者の了解を得た上で、建物を解体せず現状のまま返還する。	<p>⑦ 消防関係 目標フェーズ1（概ね5年以内の実施を目標）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">今後の対応方針</th> </tr> <tr> <th>方針</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>188</td> <td>日置分団上世屋地区支援隊車庫</td> <td>譲渡</td> <td>消防団の統合に伴い用途廃止する。借地返還に伴い、土地所有者の了解を得た上で、建物を解体せず現状のまま返還する。<u>(R2.3末に返還済)</u></td> </tr> <tr> <td>197</td> <td><u>養老分団日ヶ谷地区支援隊車庫（厚垣）</u></td> <td>譲渡</td> <td><u>消防団の統合に伴い用途廃止する。借地返還に伴い、土地所有者の了解を得た上で、建物を解体せず現状のまま返還する。(R2.7末に返還済)</u></td> </tr> </tbody> </table>	番号	施設名	今後の対応方針		方針	内容	188	日置分団上世屋地区支援隊車庫	譲渡	消防団の統合に伴い用途廃止する。借地返還に伴い、土地所有者の了解を得た上で、建物を解体せず現状のまま返還する。 <u>(R2.3末に返還済)</u>	197	<u>養老分団日ヶ谷地区支援隊車庫（厚垣）</u>	譲渡	<u>消防団の統合に伴い用途廃止する。借地返還に伴い、土地所有者の了解を得た上で、建物を解体せず現状のまま返還する。(R2.7末に返還済)</u>	<p>→時点修正 →時点修正（継続→フェーズ1）</p>																																										
番号			施設名	今後の対応方針																																																																
	方針	内容																																																																		
188	日置分団上世屋地区支援隊車庫	譲渡	消防団の統合に伴い用途廃止する。借地返還に伴い、土地所有者の了解を得た上で、建物を解体せず現状のまま返還する。																																																																	
番号	施設名	今後の対応方針																																																																		
		方針	内容																																																																	
188	日置分団上世屋地区支援隊車庫	譲渡	消防団の統合に伴い用途廃止する。借地返還に伴い、土地所有者の了解を得た上で、建物を解体せず現状のまま返還する。 <u>(R2.3末に返還済)</u>																																																																	
197	<u>養老分団日ヶ谷地区支援隊車庫（厚垣）</u>	譲渡	<u>消防団の統合に伴い用途廃止する。借地返還に伴い、土地所有者の了解を得た上で、建物を解体せず現状のまま返還する。(R2.7末に返還済)</u>																																																																	
<p>⑧ 遊休施設 目標フェーズ1（概ね5年以内の実施を目標）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">今後の対応方針</th> </tr> <tr> <th>方針</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>198-1</td> <td>宮津市職員互助会館（母屋、離れ）</td> <td>譲渡</td> <td>R1.9末で互助会館の閉鎖。跡地は、R2.3に老朽化の著しい土蔵を解体する条件付で一般競争入札を実施したが不調となった。<u>引続き譲渡の方向で検討する。</u></td> </tr> <tr> <td>198-2</td> <td>宮津市職員互助会館（倉庫）</td> <td>譲渡</td> <td>(同上)</td> </tr> <tr> <td>198-3</td> <td>宮津市職員互助会館（土蔵）</td> <td>譲渡</td> <td>(同上)</td> </tr> </tbody> </table> <p>目標フェーズ3（概ね10年超での実施に向けて検討）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">今後の対応方針</th> </tr> <tr> <th>方針</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>212-1</td> <td>田井自然教育活用センター（旧校舎）</td> <td>譲渡</td> <td><u>空き施設。現状のまま譲渡する方向で進める。</u></td> </tr> <tr> <td>212-2</td> <td>田井自然教育活用センター（体育館）</td> <td>譲渡</td> <td>(同上)</td> </tr> <tr> <td>212-3</td> <td>田井自然教育活用センター（倉庫）</td> <td>譲渡</td> <td>(同上)</td> </tr> </tbody> </table>	番号	施設名	今後の対応方針		方針	内容	198-1	宮津市職員互助会館（母屋、離れ）	譲渡	R1.9末で互助会館の閉鎖。跡地は、R2.3に老朽化の著しい土蔵を解体する条件付で一般競争入札を実施したが不調となった。 <u>引続き譲渡の方向で検討する。</u>	198-2	宮津市職員互助会館（倉庫）	譲渡	(同上)	198-3	宮津市職員互助会館（土蔵）	譲渡	(同上)	番号	施設名	今後の対応方針		方針	内容	212-1	田井自然教育活用センター（旧校舎）	譲渡	<u>空き施設。現状のまま譲渡する方向で進める。</u>	212-2	田井自然教育活用センター（体育館）	譲渡	(同上)	212-3	田井自然教育活用センター（倉庫）	譲渡	(同上)	<p>⑧ 遊休施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>遊休施設及び再編に伴い不要となる施設は、まずは現状有姿のままでの有償譲渡等を進める。特に、市場価値が高いなど、民間や地元へ有償譲渡等できる可能性が高い施設は、早期実施に努める。</u> ・<u>現状有姿での有償譲渡等が馴染まない施設は、当面休止とし、緊急性が高いものから計画的に除却する。</u> ・<u>地元が地域活性化目的での再利用を希望する場合は、活用方法等について協議を進める。</u> <p>目標フェーズ1（概ね5年以内の実施を目標）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">今後の対応方針</th> </tr> <tr> <th>方針</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>198-1</td> <td><u>旧</u>宮津市職員互助会館（母屋、離れ）</td> <td>譲渡・貸付</td> <td>R1.9末で互助会館の閉鎖。跡地は、R2.3に老朽化の著しい土蔵を解体する条件付で一般競争入札を実施したが不調となった。<u>引続き先着順売却を進めるとともに、民間貸付も並行して検討する。</u></td> </tr> <tr> <td>198-2</td> <td><u>旧</u>宮津市職員互助会館（倉庫）</td> <td>譲渡</td> <td>(同上)</td> </tr> <tr> <td>198-3</td> <td><u>旧</u>宮津市職員互助会館（土蔵）</td> <td>譲渡</td> <td>(同上)</td> </tr> <tr> <td>212-1</td> <td><u>旧</u>田井自然教育活用センター（旧校舎）</td> <td>譲渡</td> <td><u>地域活性化に資する提案を条件とする公募型プロポーザルによる民間譲渡を行う。</u></td> </tr> <tr> <td>212-2</td> <td><u>旧</u>田井自然教育活用センター（体育館）</td> <td>譲渡</td> <td>(同上)</td> </tr> <tr> <td>212-3</td> <td><u>旧</u>田井自然教育活用センター（倉庫）</td> <td>譲渡</td> <td>(同上)</td> </tr> </tbody> </table>	番号	施設名	今後の対応方針		方針	内容	198-1	<u>旧</u> 宮津市職員互助会館（母屋、離れ）	譲渡・貸付	R1.9末で互助会館の閉鎖。跡地は、R2.3に老朽化の著しい土蔵を解体する条件付で一般競争入札を実施したが不調となった。 <u>引続き先着順売却を進めるとともに、民間貸付も並行して検討する。</u>	198-2	<u>旧</u> 宮津市職員互助会館（倉庫）	譲渡	(同上)	198-3	<u>旧</u> 宮津市職員互助会館（土蔵）	譲渡	(同上)	212-1	<u>旧</u> 田井自然教育活用センター（旧校舎）	譲渡	<u>地域活性化に資する提案を条件とする公募型プロポーザルによる民間譲渡を行う。</u>	212-2	<u>旧</u> 田井自然教育活用センター（体育館）	譲渡	(同上)	212-3	<u>旧</u> 田井自然教育活用センター（倉庫）	譲渡	(同上)	<p>→施設再編の5つの視点の再掲 →時点修正 →時点修正（フェーズ3→フェーズ1）</p>
番号			施設名	今後の対応方針																																																																
	方針	内容																																																																		
198-1	宮津市職員互助会館（母屋、離れ）	譲渡	R1.9末で互助会館の閉鎖。跡地は、R2.3に老朽化の著しい土蔵を解体する条件付で一般競争入札を実施したが不調となった。 <u>引続き譲渡の方向で検討する。</u>																																																																	
198-2	宮津市職員互助会館（倉庫）	譲渡	(同上)																																																																	
198-3	宮津市職員互助会館（土蔵）	譲渡	(同上)																																																																	
番号	施設名	今後の対応方針																																																																		
		方針	内容																																																																	
212-1	田井自然教育活用センター（旧校舎）	譲渡	<u>空き施設。現状のまま譲渡する方向で進める。</u>																																																																	
212-2	田井自然教育活用センター（体育館）	譲渡	(同上)																																																																	
212-3	田井自然教育活用センター（倉庫）	譲渡	(同上)																																																																	
番号	施設名	今後の対応方針																																																																		
		方針	内容																																																																	
198-1	<u>旧</u> 宮津市職員互助会館（母屋、離れ）	譲渡・貸付	R1.9末で互助会館の閉鎖。跡地は、R2.3に老朽化の著しい土蔵を解体する条件付で一般競争入札を実施したが不調となった。 <u>引続き先着順売却を進めるとともに、民間貸付も並行して検討する。</u>																																																																	
198-2	<u>旧</u> 宮津市職員互助会館（倉庫）	譲渡	(同上)																																																																	
198-3	<u>旧</u> 宮津市職員互助会館（土蔵）	譲渡	(同上)																																																																	
212-1	<u>旧</u> 田井自然教育活用センター（旧校舎）	譲渡	<u>地域活性化に資する提案を条件とする公募型プロポーザルによる民間譲渡を行う。</u>																																																																	
212-2	<u>旧</u> 田井自然教育活用センター（体育館）	譲渡	(同上)																																																																	
212-3	<u>旧</u> 田井自然教育活用センター（倉庫）	譲渡	(同上)																																																																	

宮津市公共施設再編方針書の新旧対照表

(10) 児童遊園

- ・児童遊園について、公共建築物に準じて次のように再編方針を定める。
- ・少子化に伴い施設利用者が減少していることを踏まえ、次のとおり施設の集約を進める。集約する施設には、子育ての地域の拠点となるよう定期的な遊具の更新等を行う。
- ・集約化する施設以外の児童遊園は老朽化した遊具を随時撤去しながら廃止を検討し、遊具の除却や民間への有償譲渡に努める。有償譲渡までの間、地元活用を検討する。

<地区別の再編方針>

地区	再編方針
宮津地区	八幡児童遊園※、 <u>島崎公園</u> 、滝上児童公園に集約
上宮津地区	旧上宮津小学校の一部に集約
栗田地区	小寺公民館、小田宿野公民館、矢原児童遊園※、獅子児童遊園※へ集約
由良地区	旧由良小学校の一部に機能集約
吉津地区	須津公園へ集約
府中地区	府中公園及び府中ふれあい広場※に集約
日置地区	日置地区内の公共用地に機能集約
養老地区	旧養老中学校の一部に機能集約

※・・・八幡児童遊園、矢原児童遊園、獅子児童遊園、府中ふれあい広場は、現状のまま維持する施設であるため、以下の対応方針は記載しない。

(10) 児童遊園

- ・児童遊園について、公共建築物に準じて次のように再編方針を定める。
- ・少子化に伴い施設利用者が減少していることを踏まえ、次のとおり施設の集約を進める。集約する施設には、子育ての地域の拠点となるよう定期的な遊具の更新等を行う。
- ・集約化する施設以外の児童遊園は、老朽化した遊具を随時撤去しながら廃止を検討する。
- ・廃止後の跡地活用については、公民連携など有効な利活用に努める。それまでの間は、老朽化した遊具を撤去した上で、現状での地元活用を検討する。
- ・なお、借地については、土地所有者と返還に向けた協議を進める。

<地区別の再編方針>

地区	再編方針
宮津地区	八幡児童遊園※、滝上児童公園に集約
上宮津地区	旧上宮津小学校の一部に集約
栗田地区	小寺公民館、小田宿野公民館、矢原児童遊園※、獅子児童遊園※へ集約
由良地区	旧由良小学校の一部に機能集約
吉津地区	須津公園へ集約
府中地区	府中公園及び府中ふれあい広場※に集約
日置地区	日置地区内の公共用地に機能集約
養老地区	旧養老中学校の一部に機能集約

※・・・八幡児童遊園、矢原児童遊園、獅子児童遊園、府中ふれあい広場は、現状のまま維持する施設であるため、以下の対応方針は記載しない。

→公民連携での利活用

→借地は返還協議

→遊具設置の無い島崎公園を削除

目標フェーズ 1（概ね 5 年以内の実施を目標）

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
1	浜公園	除却・譲渡等	他の施設に集約
2	亀ヶ丘児童遊園	除却・譲渡等	(同上)
3	京街道児童遊園	除却・譲渡等	(同上)
4	波路町児童遊園	除却・譲渡等	(同上)
5	波路児童遊園	除却・譲渡等	(同上)
6	問屋町児童遊園	除却・譲渡等	(同上)
7	旭が丘児童遊園	除却・譲渡等	(同上)
8	第2旭が丘児童遊園	除却・譲渡等	(同上)
9	鳥が尾第1児童遊園	除却・譲渡等	(同上)
10	天神児童遊園	除却・譲渡等	(同上)
11	新宮児童遊園	除却・譲渡等	(同上)
12	タヶ丘児童遊園	除却・譲渡等	(同上)
13	岩ヶ鼻児童遊園	除却・譲渡等	(同上)

目標フェーズ 1（概ね 5 年以内の実施を目標）

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
1	浜公園	除却・譲渡等	他の施設に集約。 <u>公民連携など有効な利活用に努める。それまでの間は、老朽化した遊具を撤去した上で、現状での地元活用を検討する。</u>
2	亀ヶ丘児童遊園	除却・譲渡等	
3	京街道児童遊園	除却・譲渡等	
4	波路町児童遊園	除却・譲渡等	
5	波路児童遊園	除却・譲渡等	
6	問屋町児童遊園	除却・譲渡等	
7	旭が丘児童遊園	除却・譲渡等	
8	第2旭が丘児童遊園	除却・譲渡等	
9	鳥が尾第1児童遊園	除却・譲渡等	
10	天神児童遊園	除却・譲渡等	
11	新宮児童遊園	除却・譲渡等	
12	タヶ丘児童遊園	除却・譲渡等	
13	岩ヶ鼻児童遊園	除却・譲渡等	

→公民連携など利活用

宮津市公共施設再編方針書の新旧対照表

目標フェーズ2（概ね5年超～10年以内の実施を目標）				目標フェーズ2（概ね5年超～10年以内の実施を目標）																												
番号	施設名	※借地	今後の対応方針		番号	施設名	※借地		今後の対応方針																							
			方針	内容				方針	内容																							
14	漁師町(消防車庫横)	※借地	除却	他の施設に集約	14	漁師町(消防車庫横)	※借地	除却	他の施設に集約。 <u>借地のため土地所有者と返還に向けた協議を進める。</u>																							
15	百合が丘児童遊園	※借地	除却	(同上)	15	百合が丘児童遊園	※借地	除却																								
16	中津児童遊園	※借地	除却	(同上)	16	中津児童遊園	※借地	除却																								
17	鏡ヶ浦児童遊園	※借地	除却	(同上)	17	鏡ヶ浦児童遊園	※借地	除却																								
18	港児童遊園	※借地	除却	(同上)	18	港児童遊園	※借地	除却																								
19	日置浜児童遊園	※借地	除却	(同上)	19	日置浜児童遊園	※借地	除却																								
V. 施設再編の効果 対象施設について、現在の施設規模のまま維持し続ける場合を想定した「単純更新パターン」と、再編を行った「再編パターン」を試算し、それぞれの修繕・更新（概算事業）費計を比較した差異を効果額として把握する。 各パターンにおいて推計を行うにあたり、次ページ以降で示す大規模改修、更新に係る周期・単価に基づき、現在の施設規模で大規模改修、更新を行った場合の修繕・更新（概算事業）費を試算する。 修繕・更新（概算事業）費は直接工事費による試算であり、仮設費等の諸経費は含んでいない。試算期間は再編方針の策定から30年間（2020～2049年）とする。 後述の前提条件、内容に基づき試算した結果は下表の通りである。単純更新パターンでの30年間修繕・更新（概算事業）費計は約763.5億円（25.4億円/年）となり、一方、再編パターンでは約529.0億円（17.6億円/年）、効果額は約234.5億円（7.8億円/年）と試算された。				V. 施設再編の効果 対象施設について、現在の施設規模のまま維持し続ける場合を想定した「単純更新パターン」と、再編を行った「再編パターン」を試算し、それぞれの修繕・更新（概算事業）費計を比較した差異を効果額として把握する。 各パターンにおいて推計を行うにあたり、次ページ以降で示す大規模改修、更新に係る周期・単価に基づき、現在の施設規模で大規模改修、更新を行った場合の修繕・更新（概算事業）費を試算する。 修繕・更新（概算事業）費は直接工事費による試算であり、仮設費等の諸経費は含んでいない。試算期間は再編方針の策定から30年間（2020～2049年）とする。 後述の前提条件、内容に基づき試算した結果は下表の通りである。単純更新パターンでの30年間修繕・更新（概算事業）費計は約765.7億円（25.5億円/年）となり、一方、再編パターンでは約529.0億円（17.6億円/年）、効果額は約236.7億円（7.9億円/年）と試算された。				→借地は返還協議																								
【効果額の試算結果】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>10年間(2020～2029) 修繕・更新費計(億円)</th> <th>30年間(2020～2049) 修繕・更新費計(億円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単純更新パターン①</td> <td>280.1</td> <td>763.5</td> </tr> <tr> <td>再編パターン②</td> <td>187.9</td> <td>529.0</td> </tr> <tr> <td>効果額(①-②)※1,2</td> <td>92.5</td> <td>234.5</td> </tr> </tbody> </table>					10年間(2020～2029) 修繕・更新費計(億円)	30年間(2020～2049) 修繕・更新費計(億円)	単純更新パターン①		280.1	763.5	再編パターン②	187.9	529.0	効果額(①-②)※1,2	92.5	234.5	【効果額の試算結果】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>10年間(2020～2029) 修繕・更新費計(億円)</th> <th>30年間(2020～2049) 修繕・更新費計(億円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単純更新パターン①</td> <td>281.0</td> <td>765.7</td> </tr> <tr> <td>再編パターン②</td> <td>211.4</td> <td>529.0</td> </tr> <tr> <td>効果額(①-②)※1,2</td> <td>69.5</td> <td>236.7</td> </tr> </tbody> </table>					10年間(2020～2029) 修繕・更新費計(億円)	30年間(2020～2049) 修繕・更新費計(億円)	単純更新パターン①	281.0	765.7	再編パターン②	211.4	529.0	効果額(①-②)※1,2	69.5	236.7
	10年間(2020～2029) 修繕・更新費計(億円)	30年間(2020～2049) 修繕・更新費計(億円)																														
単純更新パターン①	280.1	763.5																														
再編パターン②	187.9	529.0																														
効果額(①-②)※1,2	92.5	234.5																														
	10年間(2020～2029) 修繕・更新費計(億円)	30年間(2020～2049) 修繕・更新費計(億円)																														
単純更新パターン①	281.0	765.7																														
再編パターン②	211.4	529.0																														
効果額(①-②)※1,2	69.5	236.7																														
【削減面積の試算結果】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>10年間(2020～2029) 延床面積(万㎡)</th> <th>30年間(2020～2049) 延床面積(万㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単純更新パターン①</td> <td>14.1</td> <td>14.1</td> </tr> <tr> <td>再編パターン②</td> <td>12.0</td> <td>9.8</td> </tr> <tr> <td>効果額(①-②)※</td> <td>2.1(15%削減)</td> <td>4.3(30%削減)</td> </tr> </tbody> </table>					10年間(2020～2029) 延床面積(万㎡)	30年間(2020～2049) 延床面積(万㎡)	単純更新パターン①	14.1	14.1	再編パターン②	12.0	9.8	効果額(①-②)※	2.1(15%削減)	4.3(30%削減)	【削減面積の試算結果】 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>10年間(2020～2029) 延床面積(万㎡)</th> <th>30年間(2020～2049) 延床面積(万㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単純更新パターン①</td> <td>14.1</td> <td>14.1</td> </tr> <tr> <td>再編パターン②</td> <td>11.9</td> <td>9.9</td> </tr> <tr> <td>効果額(①-②)※</td> <td>2.2(15%削減)</td> <td>4.2(30%削減)</td> </tr> </tbody> </table>					10年間(2020～2029) 延床面積(万㎡)	30年間(2020～2049) 延床面積(万㎡)	単純更新パターン①	14.1	14.1	再編パターン②	11.9	9.9	効果額(①-②)※	2.2(15%削減)	4.2(30%削減)	
	10年間(2020～2029) 延床面積(万㎡)	30年間(2020～2049) 延床面積(万㎡)																														
単純更新パターン①	14.1	14.1																														
再編パターン②	12.0	9.8																														
効果額(①-②)※	2.1(15%削減)	4.3(30%削減)																														
	10年間(2020～2029) 延床面積(万㎡)	30年間(2020～2049) 延床面積(万㎡)																														
単純更新パターン①	14.1	14.1																														
再編パターン②	11.9	9.9																														
効果額(①-②)※	2.2(15%削減)	4.2(30%削減)																														

※1 小数点以下第2位を四捨五入をしているため、端数が合わない場合があります
 ※2 上記金額は直接工事費による試算であり、仮設費等の諸経費は含んでいません

※1 小数点以下第2位を四捨五入をしているため、端数が合わない場合があります
 ※2 上記金額は直接工事費による試算であり、仮設費等の諸経費は含んでいません

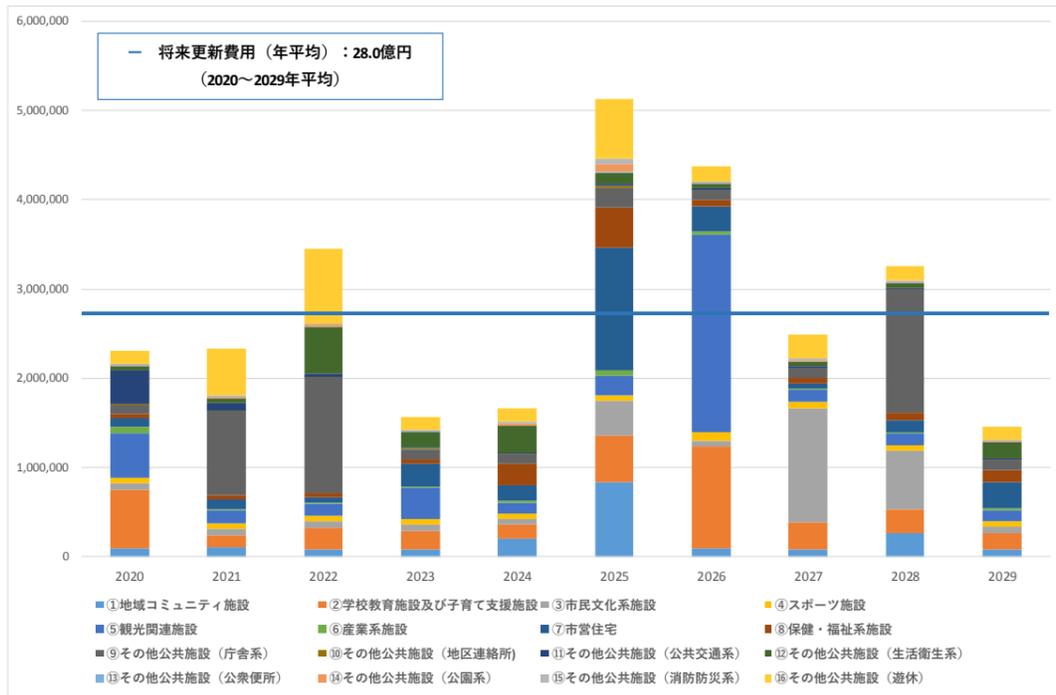
※ 小数点以下第2位を四捨五入をしているため、端数が合わない場合があります

※ 小数点以下第2位を四捨五入をしているため、端数が合わない場合があります

宮津市公共施設再編方針書の新旧対照表

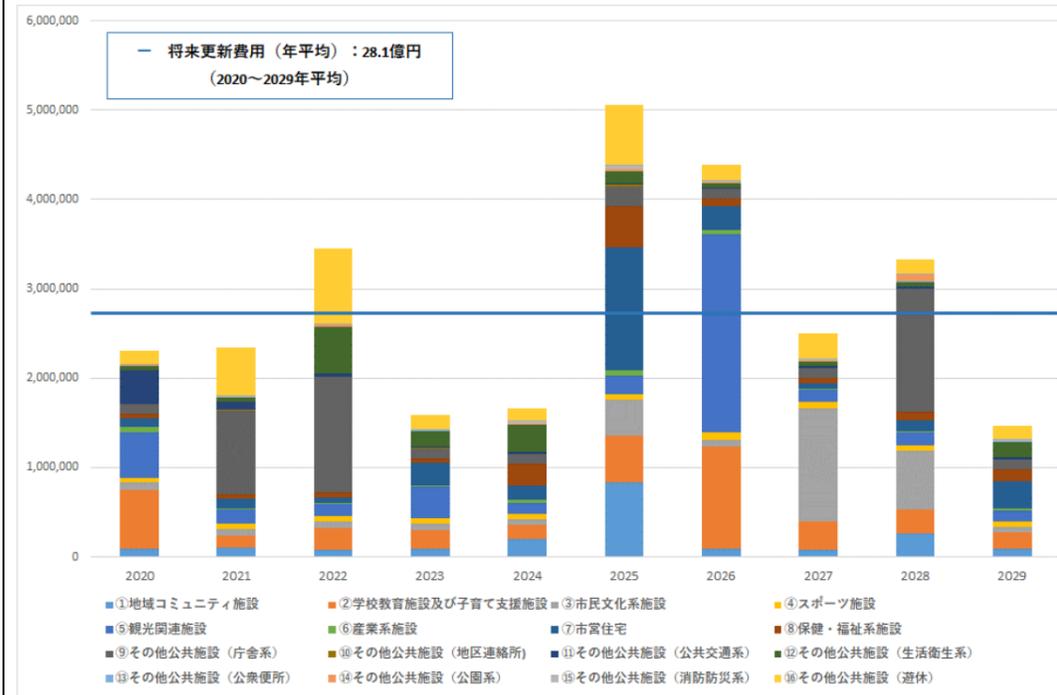
1. 10年間の再編パターンの試算結果による効果

10年間の単純更新パターンの試算結果は以下の通りです。…①

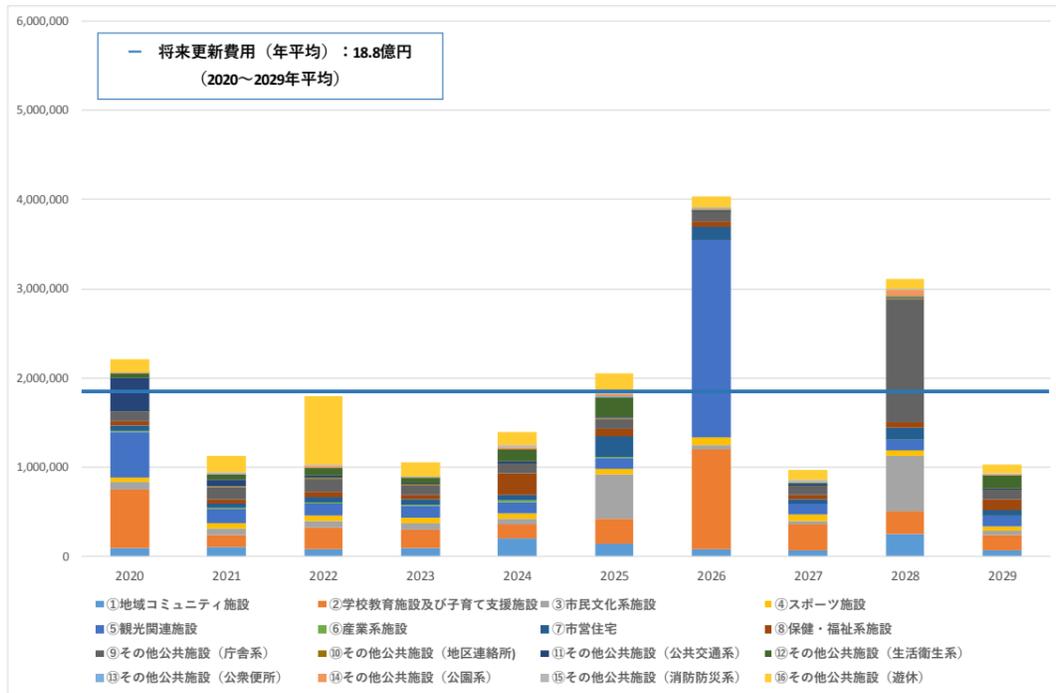


1. 10年間の再編パターンの試算結果による効果

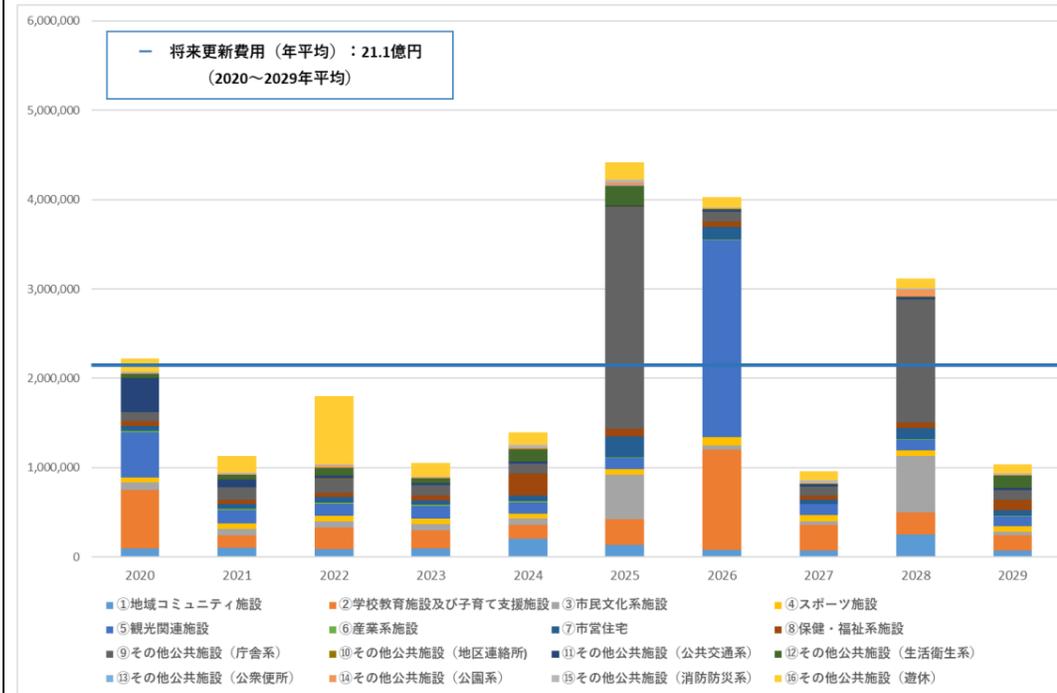
10年間の単純更新パターンの試算結果は以下の通りです。…①



10年間の再編パターンの試算結果は以下の通りです。…②



10年間の再編パターンの試算結果は以下の通りです。…②



宮津市公共施設再編方針書の新旧対照表

→庁舎対応フェーズの見直し及び
端数処理等に伴う修正

10年間の単純更新パターンの内訳は以下の通りです。…① (億円)

	維持管理 修繕	改修	解体 更新	小計	消費税	合計
地域コミュニティ施設	7.0	2.7	7.6	17.3	1.7	19.0
学校教育系施設及び子育て支援施設	11.2	8.9	14.5	34.7	3.5	38.2
市民文化系施設	6.2	5.4	14.1	25.7	2.6	28.2
スポーツ施設	5.4	0.0	0.5	5.8	0.6	6.4
観光関連施設	11.4	22.4	3.3	37.1	3.7	40.8
産業系施設	1.3	0.0	1.3	2.6	0.3	2.9
市営住宅	3.3	2.6	19.8	25.7	2.6	28.2
保健・福祉系施設	4.4	2.3	4.9	11.5	1.2	12.7
その他公共施設（庁舎系）	9.6	11.6	19.6	40.9	4.1	44.9
その他公共施設（地区連絡所）	0.2	0.0	0.2	0.4	0.0	0.4
その他公共施設（公共交通系）	1.5	4.1	0.0	5.5	0.6	6.1
その他公共施設（生活衛生系）	4.5	7.7	2.0	14.3	1.4	15.7
その他公共施設（公衆便所）	0.1	0.0	0.1	0.3	0.0	0.3
その他公共施設（公園系）	0.6	0.3	0.8	1.7	0.2	1.8
その他公共施設（消防防災系）	0.7	0.5	0.9	2.1	0.2	2.3
その他公共施設（遊休）	12.8	8.3	8.2	29.3	2.9	32.2
合計	80.2	76.8	97.8	254.9	25.6	280.1

10年間の単純更新パターンの内訳は以下の通りです。…① (億円)

	維持管理 修繕	改修	解体 更新	小計	消費税	合計
地域コミュニティ施設	7.5	2.7	7.6	17.8	1.8	19.6
学校教育系施設及び子育て支援施設	11.2	8.9	14.5	34.7	3.5	38.2
市民文化系施設	6.2	5.4	14.1	25.7	2.6	28.2
スポーツ施設	5.4	0.0	0.5	5.8	0.6	6.4
観光関連施設	11.4	22.4	3.3	37.1	3.7	40.8
産業系施設	1.3	0.0	1.3	2.6	0.3	2.9
市営住宅	3.3	2.6	19.8	25.7	2.6	28.2
保健・福祉系施設	4.4	2.3	4.9	11.5	1.2	12.7
その他公共施設（庁舎系）	9.6	11.6	19.6	40.9	4.1	44.9
その他公共施設（地区連絡所）	0.2	0.0	0.2	0.4	0.0	0.4
その他公共施設（公共交通系）	1.7	4.1	0.0	5.8	0.6	6.3
その他公共施設（生活衛生系）	4.5	7.7	2.0	14.3	1.4	15.7
その他公共施設（公衆便所）	0.1	0.0	0.1	0.3	0.0	0.3
その他公共施設（公園系）	0.6	0.3	0.8	1.6	0.2	1.8
その他公共施設（消防防災系）	0.7	0.5	0.8	2.0	0.2	2.2
その他公共施設（遊休）	12.8	8.3	8.2	29.3	2.9	32.2
合計	80.8	76.9	97.8	255.4	25.5	281.0

10年間の再編パターンの内訳は以下の通りです。…② (億円)

	維持管理 修繕	改修	解体 更新	小計	消費税	合計
地域コミュニティ施設	6.9	2.7	1.2	10.8	1.1	11.9
学校教育系施設及び子育て支援施設	10.8	8.9	12.2	31.9	3.2	35.1
市民文化系施設	5.2	5.4	4.0	14.6	1.5	16.1
スポーツ施設	5.4	0.0	0.5	5.8	0.6	6.4
観光関連施設	11.1	22.4	0.5	34.0	3.4	37.4
産業系施設	1.0	0.0	0.1	1.1	0.1	1.2
市営住宅	3.3	0.0	4.7	8.0	0.8	8.8
保健・福祉系施設	3.9	2.2	1.4	7.5	0.7	8.2
その他公共施設（庁舎系）	9.6	11.6	1.0	22.2	2.2	24.4
その他公共施設（地区連絡所）	0.2	0.0	0.0	0.2	0.0	0.2
その他公共施設（公共交通系）	1.5	4.1	0.0	5.5	0.6	6.1
その他公共施設（生活衛生系）	3.2	1.9	2.0	7.1	0.7	7.8
その他公共施設（公衆便所）	0.1	0.0	0.1	0.2	0.0	0.2
その他公共施設（公園系）	0.5	0.3	0.8	1.6	0.2	1.8
その他公共施設（消防防災系）	0.7	0.4	0.7	1.8	0.2	2.0
その他公共施設（遊休）	11.1	5.0	2.3	18.4	1.8	20.3
合計	74.5	64.9	31.5	170.7	17.1	187.9

10年間の再編パターンの内訳は以下の通りです。…② (億円)

	維持管理 修繕	改修	解体 更新	小計	消費税	合計
地域コミュニティ施設	6.9	2.7	1.2	10.8	1.1	11.9
学校教育系施設及び子育て支援施設	10.8	8.9	12.2	31.9	3.2	35.1
市民文化系施設	5.2	5.4	4.0	14.6	1.5	16.1
スポーツ施設	5.4	0.0	0.5	5.8	0.6	6.4
観光関連施設	11.1	22.4	0.5	34.0	3.4	37.4
産業系施設	1.0	0.0	0.1	1.1	0.1	1.2
市営住宅	3.3	0.0	4.7	8.0	0.8	8.8
保健・福祉系施設	3.9	2.2	1.4	7.5	0.7	8.2
その他公共施設（庁舎系）	9.6	11.6	22.5	43.7	4.4	48.0
その他公共施設（地区連絡所）	0.2	0.0	0.0	0.2	0.0	0.2
その他公共施設（公共交通系）	1.7	4.1	0.0	5.8	0.6	6.3
その他公共施設（生活衛生系）	3.2	1.9	2.0	7.1	0.7	7.8
その他公共施設（公衆便所）	0.1	0.0	0.1	0.2	0.0	0.2
その他公共施設（公園系）	0.5	0.3	0.8	1.6	0.2	1.8
その他公共施設（消防防災系）	0.7	0.4	0.6	1.7	0.2	1.9
その他公共施設（遊休）	11.0	5.0	2.3	18.3	1.8	20.1
合計	74.5	64.9	52.8	192.2	19.2	211.4

10年間の再編パターンの効果額の内訳は以下の通りです。…①-② (億円)

	維持管理 修繕	改修	解体 更新	小計	消費税	合計
地域コミュニティ施設	0.07	0.00	6.43	6.50	0.65	7.15
学校教育系施設及び子育て支援施設	0.43	0.00	2.37	2.81	0.28	3.09
市民文化系施設	0.93	0.00	10.07	11.01	1.10	12.11
スポーツ施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
観光関連施設	0.31	0.00	2.80	3.11	0.31	3.42
産業系施設	0.31	0.01	1.24	1.56	0.16	1.72
市営住宅	-0.04	2.61	15.11	17.68	1.77	19.44
保健・福祉系施設	0.50	0.07	3.51	4.08	0.41	4.49
その他公共施設（庁舎系）	0.04	0.00	18.64	18.67	1.87	20.54
その他公共施設（地区連絡所）	0.02	0.00	0.18	0.19	0.02	0.21
その他公共施設（公共交通系）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
その他公共施設（生活衛生系）	1.34	5.83	0.01	7.18	0.72	7.89
その他公共施設（公衆便所）	0.04	0.00	0.09	0.13	0.01	0.15
その他公共施設（公園系）	0.03	0.00	-0.01	0.02	0.00	0.03
その他公共施設（消防防災系）	0.01	0.06	0.19	0.26	0.03	0.28
その他公共施設（遊休）	1.69	3.35	5.83	10.87	1.09	11.96
合計	5.67	11.93	66.47	84.08	8.41	92.48

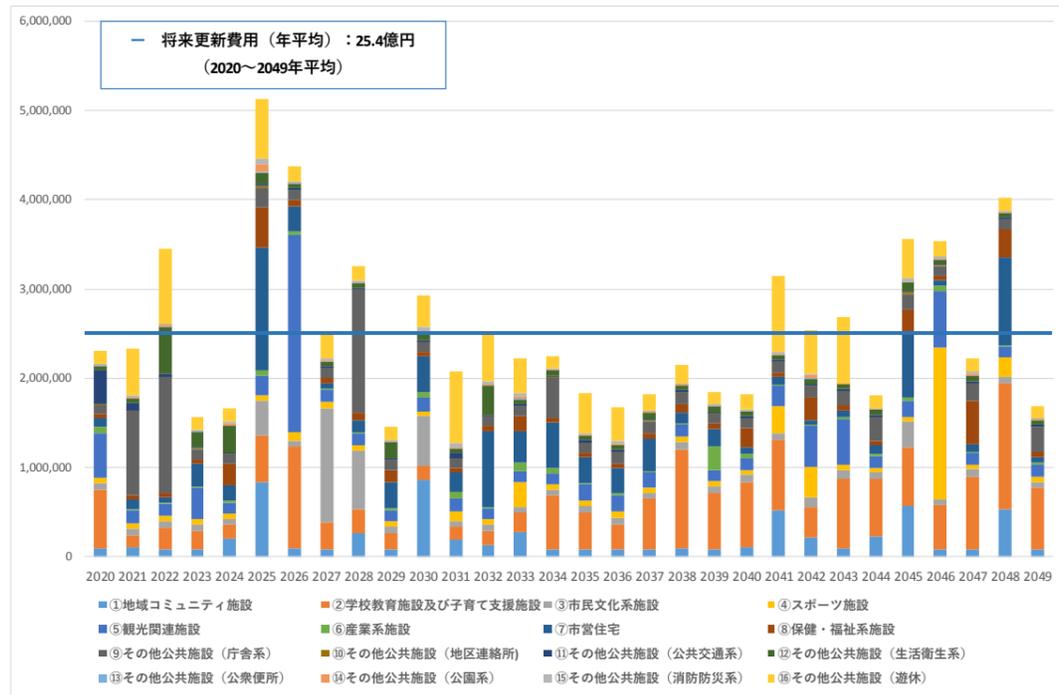
10年間の再編パターンの効果額の内訳は以下の通りです。…①-② (億円)

	維持管理 修繕	改修	解体 更新	小計	消費税	合計
地域コミュニティ施設	0.55	0.00	6.43	6.99	0.70	7.69
学校教育系施設及び子育て支援施設	0.43	0.00	2.37	2.81	0.28	3.09
市民文化系施設	0.93	0.00	10.07	11.01	1.10	12.11
スポーツ施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
観光関連施設	0.31	0.00	2.80	3.11	0.31	3.42
産業系施設	0.31	0.01	1.24	1.56	0.16	1.72
市営住宅	-0.04	2.61	15.11	17.68	1.77	19.44
保健・福祉系施設	0.50	0.07	3.51	4.08	0.41	4.49
その他公共施設（庁舎系）	0.04	0.00	-2.86	-2.83	-0.28	-3.11
その他公共施設（地区連絡所）	0.02	0.00	0.18	0.19	0.02	0.21
その他公共施設（公共交通系）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
その他公共施設（生活衛生系）	1.34	5.83	0.01	7.18	0.72	7.89
その他公共施設（公衆便所）	0.04	0.00	0.09	0.13	0.01	0.15
その他公共施設（公園系）	0.02	0.00	-0.02	0.00	0.00	0.00
その他公共施設（消防防災系）	0.01	0.07	0.19	0.27	0.03	0.30
その他公共施設（遊休）	1.79	3.35	5.87	11.01	1.10	12.11
合計	6.24	11.94	45.00	63.19	6.32	69.51

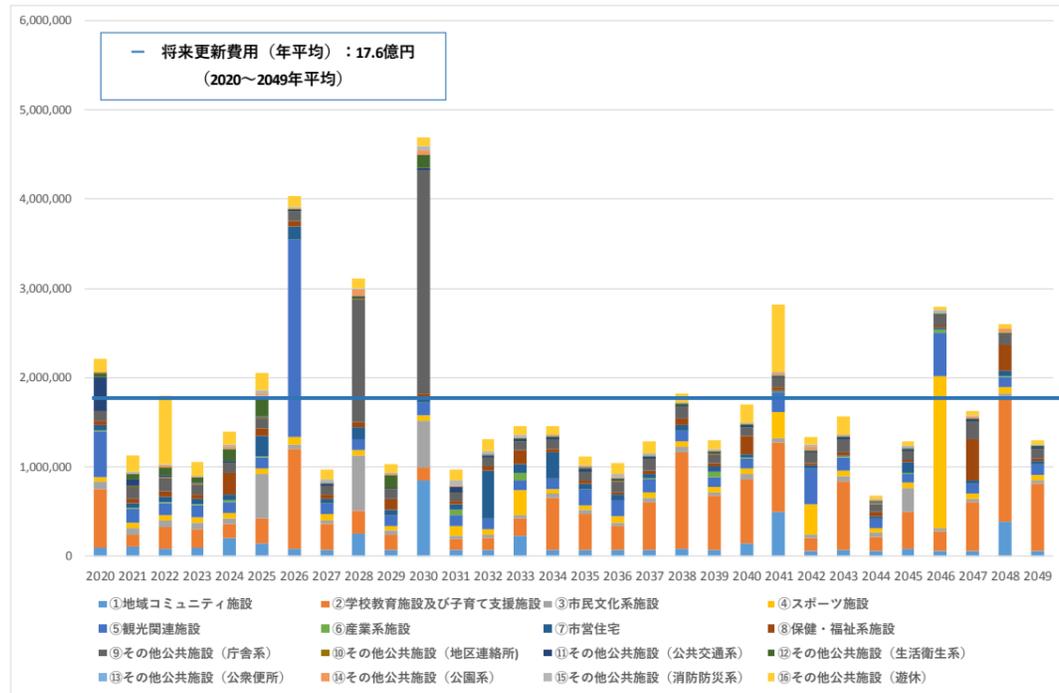
宮津市公共施設再編方針書の新旧対照表

2. 30年間の再編パターンの試算結果による効果

30年間の単純更新パターンの試算結果は以下の通りです。…①

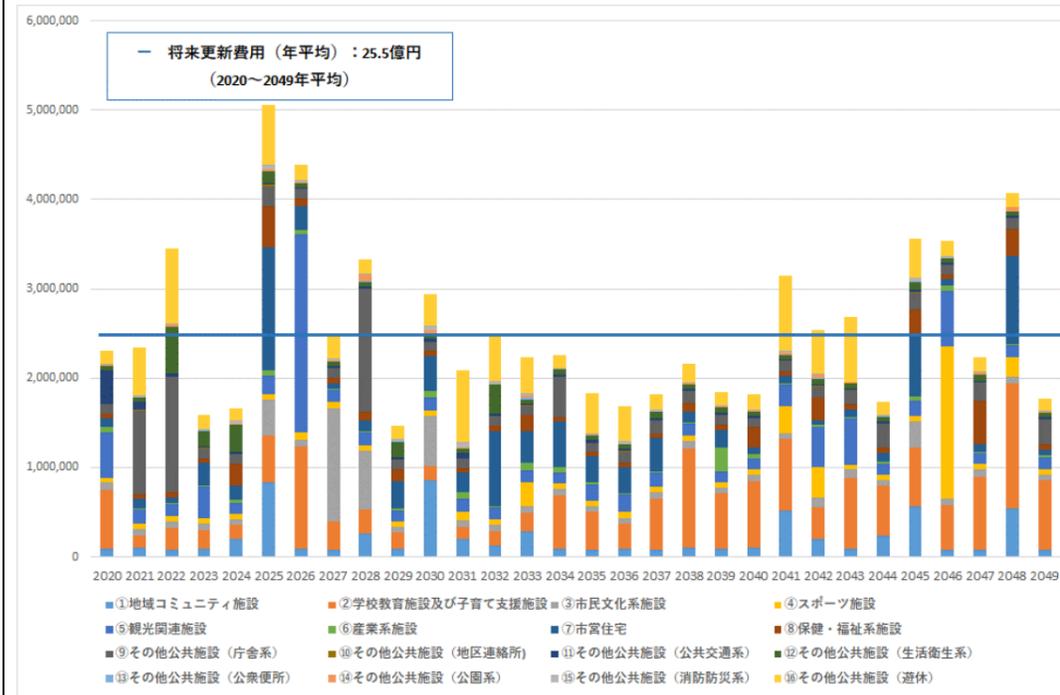


30年間の再編パターンの試算結果は以下の通りです。…②

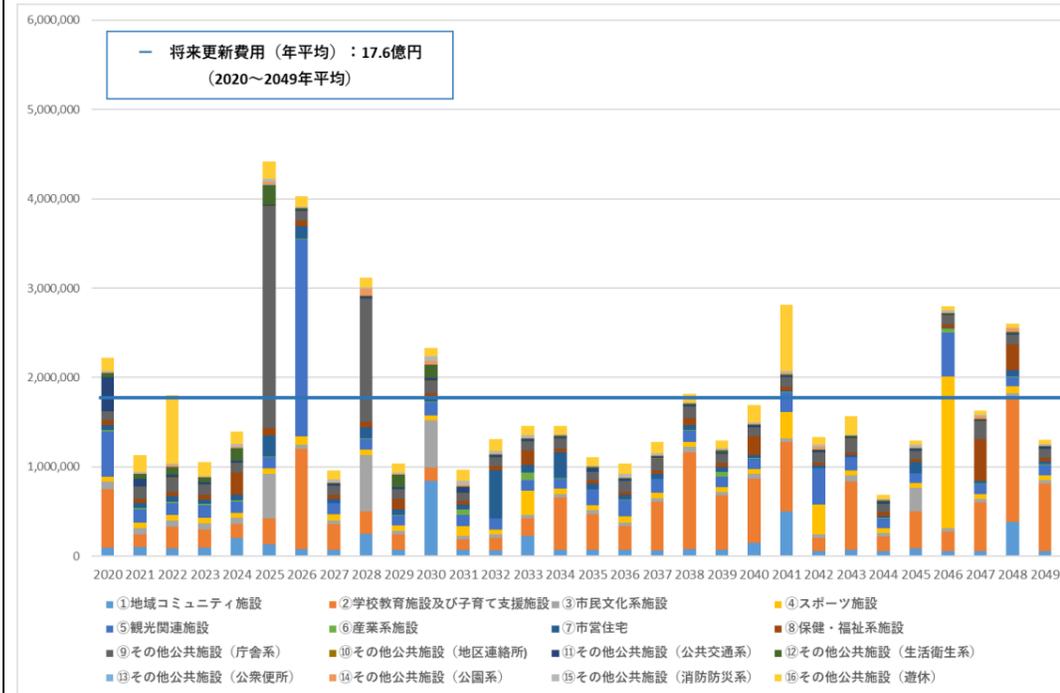


2. 30年間の再編パターンの試算結果による効果

30年間の単純更新パターンの試算結果は以下の通りです。…①



30年間の再編パターンの試算結果は以下の通りです。…②



宮津市公共施設再編方針書の新旧対照表

→端数処理等による修正

30年間の単純更新パターンの内訳は以下の通りです。…① (億円)

	維持管理 修繕	改修	解体 更新	小計	消費税	合計
地域コミュニティ施設	20.9	15.5	21.0	57.4	5.7	63.1
学校教育系施設及び子育て支援施設	33.6	22.4	84.8	140.9	14.1	154.9
市民文化系施設	18.6	11.6	15.2	45.4	4.5	50.0
スポーツ施設	16.0	0.0	24.1	40.1	4.0	44.1
観光関連施設	34.3	23.6	16.8	74.7	7.5	82.2
産業系施設	3.8	1.7	5.2	10.8	1.1	11.9
市営住宅	9.8	15.4	54.1	79.4	7.9	87.3
保健・福祉系施設	13.2	4.7	16.3	34.2	3.4	37.7
その他公共施設（庁舎系）	29.0	13.1	27.5	69.6	7.0	76.6
その他公共施設（地区連絡所）	0.6	0.1	0.2	0.9	0.1	1.0
その他公共施設（公共交通系）	4.4	4.1	0.7	9.2	0.9	10.2
その他公共施設（生活衛生系）	13.7	10.6	2.9	27.2	2.7	29.9
その他公共施設（公衆便所）	0.4	0.1	0.4	0.9	0.1	1.0
その他公共施設（公園系）	1.7	0.4	1.9	4.1	0.4	4.5
その他公共施設（消防防災系）	2.1	1.4	2.6	6.1	0.6	6.7
その他公共施設（遊休）	38.4	12.4	42.2	93.0	9.3	102.4
合計	240.5	137.1	315.9	693.9	69.3	763.5

30年間の単純更新パターンの内訳は以下の通りです。…① (億円)

	維持管理 修繕	改修	解体 更新	小計	消費税	合計
地域コミュニティ施設	22.3	15.5	21.0	58.8	5.9	64.7
学校教育系施設及び子育て支援施設	33.6	22.5	84.6	140.8	14.1	154.8
市民文化系施設	18.6	11.6	15.2	45.4	4.5	50.0
スポーツ施設	16.0	0.0	24.1	40.1	4.0	44.1
観光関連施設	34.3	23.6	16.8	74.7	7.5	82.2
産業系施設	3.8	1.7	5.2	10.8	1.1	11.9
市営住宅	9.8	15.4	54.1	79.4	7.9	87.3
保健・福祉系施設	13.2	4.7	16.3	34.2	3.4	37.7
その他公共施設（庁舎系）	29.0	13.1	27.5	69.6	7.0	76.6
その他公共施設（地区連絡所）	0.6	0.1	0.2	0.9	0.1	1.0
その他公共施設（公共交通系）	5.1	4.1	0.7	9.9	1.0	10.9
その他公共施設（生活衛生系）	13.7	10.6	2.9	27.2	2.7	29.9
その他公共施設（公衆便所）	0.4	0.1	0.4	0.9	0.1	1.0
その他公共施設（公園系）	1.7	0.8	1.9	4.3	0.4	4.8
その他公共施設（消防防災系）	2.1	1.3	2.5	5.9	0.6	6.5
その他公共施設（遊休）	38.4	12.4	42.2	93.0	9.3	102.4
合計	242.6	137.6	315.9	696.1	69.6	765.7

30年間の再編パターンの内訳は以下の通りです。…② (億円)

	維持管理 修繕	改修	解体 更新	小計	消費税	合計
地域コミュニティ施設	18.1	11.3	9.4	38.8	3.9	42.7
学校教育系施設及び子育て支援施設	30.1	21.2	71.1	122.4	12.2	134.6
市民文化系施設	12.9	11.6	4.7	29.2	2.9	32.1
スポーツ施設	15.8	0.0	22.8	38.6	3.9	42.5
観光関連施設	31.3	23.2	9.3	63.8	6.4	70.2
産業系施設	2.0	1.0	1.2	4.1	0.4	4.6
市営住宅	8.0	6.4	9.0	23.4	2.3	25.8
保健・福祉系施設	10.2	2.6	10.7	23.6	2.4	25.9
その他公共施設（庁舎系）	27.4	12.5	24.6	64.5	6.5	71.0
その他公共施設（地区連絡所）	0.4	0.0	0.1	0.5	0.1	0.6
その他公共施設（公共交通系）	4.4	4.1	0.7	9.2	0.9	10.2
その他公共施設（生活衛生系）	5.2	1.9	3.4	10.5	1.1	11.6
その他公共施設（公衆便所）	0.2	0.0	0.1	0.2	0.0	0.2
その他公共施設（公園系）	1.6	0.8	1.8	4.1	0.4	4.5
その他公共施設（消防防災系）	2.1	1.2	2.4	5.7	0.6	6.2
その他公共施設（遊休）	24.3	5.5	12.2	42.1	4.2	46.3
合計	194.0	103.3	183.5	480.7	48.2	529.0

30年間の再編パターンの内訳は以下の通りです。…② (億円)

	維持管理 修繕	改修	解体 更新	小計	消費税	合計
地域コミュニティ施設	18.1	11.3	9.4	38.8	3.9	42.7
学校教育系施設及び子育て支援施設	30.1	21.2	71.1	122.4	12.2	134.6
市民文化系施設	12.9	11.6	4.7	29.2	2.9	32.1
スポーツ施設	15.8	0.0	22.8	38.6	3.9	42.5
観光関連施設	31.3	23.2	9.3	63.8	6.4	70.2
産業系施設	2.0	1.0	1.2	4.1	0.4	4.6
市営住宅	8.0	6.4	9.0	23.4	2.3	25.8
保健・福祉系施設	10.2	2.6	10.7	23.6	2.4	25.9
その他公共施設（庁舎系）	27.4	12.5	24.6	64.5	6.5	71.0
その他公共施設（地区連絡所）	0.4	0.0	0.1	0.5	0.1	0.6
その他公共施設（公共交通系）	5.1	4.1	0.7	9.9	1.0	10.9
その他公共施設（生活衛生系）	5.2	1.9	3.4	10.5	1.1	11.6
その他公共施設（公衆便所）	0.2	0.0	0.1	0.2	0.0	0.2
その他公共施設（公園系）	1.6	0.8	1.8	4.1	0.4	4.5
その他公共施設（消防防災系）	2.0	1.1	2.3	5.5	0.5	6.0
その他公共施設（遊休）	24.0	5.5	12.2	41.7	4.2	45.9
合計	194.1	103.3	183.5	480.9	48.1	529.0

30年間の再編パターンの効果額の内訳は以下の通りです。…①-② (億円)

	維持管理 修繕	改修	解体 更新	小計	消費税	合計
地域コミュニティ施設	2.80	4.20	11.60	18.60	1.80	20.40
学校教育系施設及び子育て支援施設	3.50	1.20	13.70	18.50	1.90	20.30
市民文化系施設	5.70	0.00	10.50	16.20	1.60	17.90
スポーツ施設	0.20	0.00	1.30	1.50	0.10	1.60
観光関連施設	3.00	0.40	7.50	10.90	1.10	12.00
産業系施設	1.80	0.70	4.00	6.70	0.70	7.30
市営住宅	1.80	9.00	45.10	56.00	5.60	61.50
保健・福祉系施設	3.00	2.10	5.60	10.60	1.00	11.80
その他公共施設（庁舎系）	1.60	0.60	2.90	5.10	0.50	5.60
その他公共施設（地区連絡所）	0.20	0.10	0.10	0.40	0.00	0.40
その他公共施設（公共交通系）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
その他公共施設（生活衛生系）	8.50	8.70	-0.50	16.70	1.60	18.30
その他公共施設（公衆便所）	0.20	0.10	0.30	0.70	0.10	0.80
その他公共施設（公園系）	0.10	-0.40	0.10	0.00	0.00	0.00
その他公共施設（消防防災系）	0.00	0.20	0.20	0.40	0.00	0.50
その他公共施設（遊休）	14.10	6.90	30.00	50.90	5.10	56.10
合計	46.50	33.80	132.40	213.20	21.10	234.50

30年間の再編パターンの効果額の内訳は以下の通りです。…①-② (億円)

	維持管理 修繕	改修	解体 更新	小計	消費税	合計
地域コミュニティ施設	4.21	4.19	11.59	20.00	2.00	21.99
学校教育系施設及び子育て支援施設	3.51	1.33	13.52	18.37	1.84	20.21
市民文化系施設	5.69	0.00	10.54	16.23	1.62	17.85
スポーツ施設	0.27	0.00	1.24	1.51	0.15	1.66
観光関連施設	3.03	0.44	7.47	10.95	1.09	12.04
産業系施設	1.84	0.76	4.05	6.65	0.67	7.32
市営住宅	1.85	8.98	45.10	55.94	5.59	61.53
保健・福祉系施設	2.97	2.07	5.62	10.66	1.07	11.73
その他公共施設（庁舎系）	1.57	0.65	2.91	5.13	0.51	5.64
その他公共施設（地区連絡所）	0.13	0.12	0.17	0.42	0.04	0.46
その他公共施設（公共交通系）	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
その他公共施設（生活衛生系）	8.45	8.64	-0.48	16.62	1.66	18.28
その他公共施設（公衆便所）	0.25	0.07	0.33	0.65	0.06	0.71
その他公共施設（公園系）	0.09	0.00	0.15	0.24	0.02	0.26
その他公共施設（消防防災系）	0.09	0.19	0.19	0.47	0.05	0.52
その他公共施設（遊休）	14.45	6.88	30.01	51.35	5.13	56.48
合計	48.41	34.34	132.43	215.17	21.52	236.69

宮津市公共施設再編方針書の新旧対照表

<p>Ⅵ. 今後の取組について</p> <p>1. 推進体制</p> <p>(1) 全庁的な体制</p> <p>再編方針に基づく計画的なマネジメントを推進するため、公共施設マネジメント庁内検討会議を最上位の組織とし、公共施設マネジメント作業部会を継続的に運営するとともに、公共施設再編方針に沿った公共施設個別施設計画の策定に合わせた組織を適宜設置し、庁内で横断的な連携を図るための組織づくりを進める。また、必要に応じて個別事業の検討体制を整える。</p> <p>(2) 庁内の役割分担</p> <p>① 公共施設マネジメント担当部署（企画財政部財政課） 再編方針の推進役として、公共施設マネジメント全体の進捗管理や個別事業間の調整を担う。</p> <p>② 施設所管課 再編方針に基づき、公共施設のあり方を見直すとともに、個別事業の実施主体となり、公共施設の維持・改修を進める。</p> <p>③ 総合計画担当部署（企画財政部企画課） 総合計画の実施計画やまちづくりのあり方の検討にあたり、公共施設マネジメント担当との連携を図りながら、将来にわたり安定した自治体経営に努める。</p> <p>④ 民間へのサウンディング担当部署（企画財政部財政課） 民間へのサウンディングを実施し、民間活用を図る。</p>	<p>Ⅵ. 今後の取組について</p> <p>1. 推進体制</p> <p>(1) 全庁的な体制</p> <p><u>本再編方針及び別途作成する公共建築物（都市公園を含む）に関する長寿命化計画</u>に基づく計画的なマネジメントを推進するため、公共施設マネジメント庁内検討会議を最上位の組織とし、公共施設マネジメント作業部会を継続的に運営するとともに、公共施設再編方針に沿った公共施設個別施設計画の策定に合わせた組織を適宜設置し、庁内で横断的な連携を図るための組織づくりを進める。また、必要に応じて個別事業の検討体制を整える。</p> <p>(2) 庁内の役割分担</p> <p>① 公共施設マネジメント担当部署（企画財政部財政課） 再編方針の推進役として、公共施設マネジメント全体の進捗管理や個別事業間の調整を担う。</p> <p>② 施設所管課 再編方針に基づき、公共施設のあり方を見直すとともに、個別事業の実施主体となり、公共施設の維持・改修を進める。</p> <p>③ 総合計画担当部署（企画財政部企画課） 総合計画の実施計画やまちづくりのあり方の検討にあたり、公共施設マネジメント担当との連携を図りながら、将来にわたり安定した自治体経営に努める。</p> <p>④ 民間へのサウンディング担当部署（企画財政部財政課） 民間へのサウンディングを実施し、民間活用を図る。</p> <p>(3) 第三者による検討会議</p> <p><u>全庁的な体制に加え、学識者・市民等の第三者による検討会議を毎年度開催し、再編方針に関し進捗・施設状況等を情報開示の上、幅広い見識等からご意見をいただき、その結果を踏まえて、市が必要に応じ方針の見直しを行う。</u></p>	<p>→市営住宅、学校施設、都市公園の長寿命化計画も、公マネ庁内検討会議で議論</p> <p>→第三者による検討会議</p>
<p>4. 公共施設マネジメント</p> <p>施設の修繕・更新及び整備を行う際は個別施設計画を策定するとともに、具体の事業化にあたっては既存公共施設・民間施設の有効活用、民間資金・民間手法の活用として、PPP/PFIを事業手法の選択肢に入れて検討していくこととする。</p> <p>集約化（統合・整理）、老朽化等により廃止、または今後も利活用見込みのないと判断された施設については、地域の安全面から優先順位を図り解体撤去を行う。</p> <p>また、併せて、広域連携（共同設置、相互使用、機能分担）の視点で、自治体間で有効活用を図ることを検討していく。</p>	<p>4. 公共施設マネジメント</p> <p>施設の修繕・更新及び新規整備を行う際は個別施設計画を策定するとともに、具体の事業化にあたっては既存公共施設・民間施設の有効活用、民間資金・民間手法の活用として、PPP/PFIを事業手法の選択肢に入れて検討していくこととする。</p> <p>集約化（統合・整理）、老朽化等により廃止、または今後も利活用見込みのないと判断された施設については、地域の安全面から優先順位を図り解体撤去を行う。</p> <p>また、併せて、広域連携（共同設置、相互使用、機能分担）の視点で、自治体間で有効活用を図ることを検討していく。</p>	<p>→新規整備も、個別施設計画を策定（公マネ庁内検討会議で議論）</p>

宮津市公共施設再編方針書の新旧対照表

【宮津市公共施設再編方針書策定経過】

◆市議会への報告

令和2年3月27日 全員協議会で再編方針書（案）の説明
 令和2年9月1日 全員協議会で市の検討・結果及び修正案（9/2 検討会議資料）の説明
 令和2年10月2日 全員協議会で再編方針書の策定報告

◆住民等への広報

広報誌みやづ4月号と6月号に特集記事掲載

◆パブリックコメントの実施

・実施案件 宮津市公共施設再編方針書（案）について
 ・実施期間 令和2年4月6日～令和2年7月28日

◆市民説明会及び個別説明会の開催

市主催の市民説明会を3会場で、地域・団体の要望に応じた個別説明会を7会場で開催し、再編方針書（案）の説明及び質疑応答を行った。全体で延べ250人の参加者があった。

<市民説明会>

会場	日時	参加者数
みやづ歴史の館	7月17日（金）19時～20時30分	38人
栗田地区公民館	7月18日（土）10時～11時30分	10人
府中地区公民館	7月18日（土）14時～15時30分	13人
計		61人

<個別説明会>

地域・団体	会場	日時	参加者数
宮津市文化団体協議会	みやづ歴史の館	6月30日（火） 20時30分	30人
日置地区	日置小学校 体育館	7月22日（水） 19時～20時30分	45人
世屋地区	世屋地区公民館	7月27日（月） 19時～20時30分	13人
上宮津地区	上宮津地区公民館	8月3日（月） 19時30分～21時	35人
新日本婦人の会 宮津支部	防災拠点施設	8月4日（火） 14時30分～16時	13人
宮津会館の存続と歴史資料 館の再開を求める会	防災拠点施設	8月4日（火） 19時30分～21時	24人
由良の公衆トイレを守る会	由良地区公民館	8月6日（木） 10時～11時30分	29人
計			189人

→巻末に策定経過を追加

宮津市公共施設再編方針書の新旧対照表

◆学識経験者等による検討会議の開催

市民説明会、個別説明会及びパブリックコメントにおいて住民、地元及び関係団体等からいただいた多くのご意見を踏まえて、市で取りまとめた検討・結果及び修正案について、学識経験者、関係団体、公募委員等の委員に、幅広い見識等からご意見いただくことを目的に開催した。

・開催日時 令和2年9月2日 17時～19時45分

・場所 宮津市福祉・教育総合プラザ第1コミュニティルーム

・議事 1 意見集約の結果報告

(1) 市民説明会及び個別説明会の開催結果

(2) パブリックコメントの実施状況

2 市の検討・結果に係る意見交換

(1) 全体総括

(2) 意見のあった主な施設(宮津会館、保育所(上宮津・保育所)、日置診療所、児童遊園、安寿の里もみじ公園、公衆便所)

・委員

区分	氏名(敬称略)	所属団体等
学識経験者	谷口 知弘	福知山公立大学地域経営学部地域経営学科 教授
	尾上 亮介	舞鶴工業高等専門学校建設システム工学科 教授
関係団体	岩田 光雄	宮津市自治連合協議会 会長
	黒岡 芳子	宮津市地域女性の会 会長
公募委員	松林 晋吾	市内在勤
	神田 潔	市内在住
	橋本 豊	市内在住
	吉田 雅典	市内在住
行政職員	今井 真二	宮津市副市長